

令和6年度の主な 畜産物価格関連対策

加工原料乳生産者補給金

1 事業の目的

畜産経営の安定に関する法律に基づき、関連対策であるバター・脱脂粉乳需給不均衡及び生乳流通改善緊急事業（1,600百万円）と合わせて加工原料乳に対して補給金等を交付することにより、生乳の再生産の確保と全国の酪農経営の安定を図る。

2 事業の内容

加工原料乳（脱脂粉乳・バター等向け、チーズ向け及び生クリーム等向けの生乳）を対象に、独立行政法人農畜産業振興機構を通じて対象事業者に対し、補給金等を交付する。

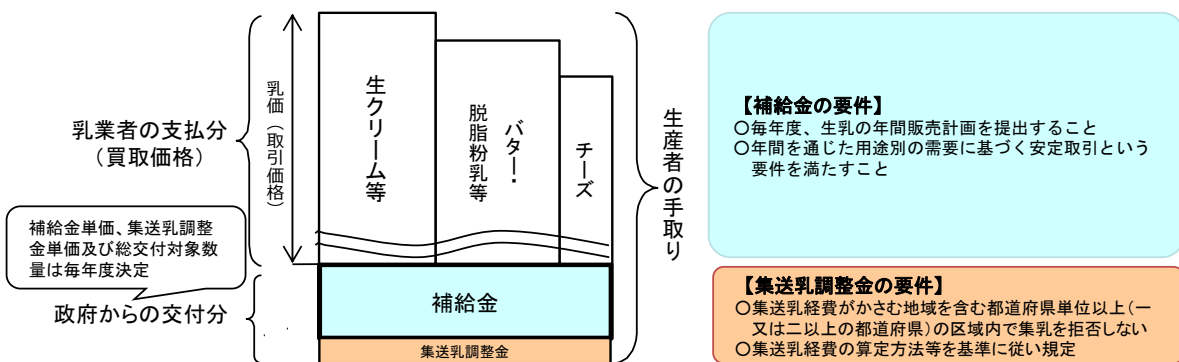
3 事業実施主体 対象事業者

4 加工原料乳生産者補給金単価、集送乳調整金単価及び総交付対象数量

生産者補給金単価	：	8.92円/kg
集送乳調整金単価	：	2.68円/kg
[関連対策	：	0.07円/kg]
合計	：	11.67円/kg

総交付対象数量	：	325万トン
[関連対策	：	18万トン]
合計	：	343万トン

5 所要額 37,748百万円 [関連対策と併せて39,348百万円]



担当課 : 畜産局牛乳乳製品課
代表 : 03-3502-8111 内線 4933
担当者 : 伊藤、平澤、岡野

肉用子牛生産者補給金

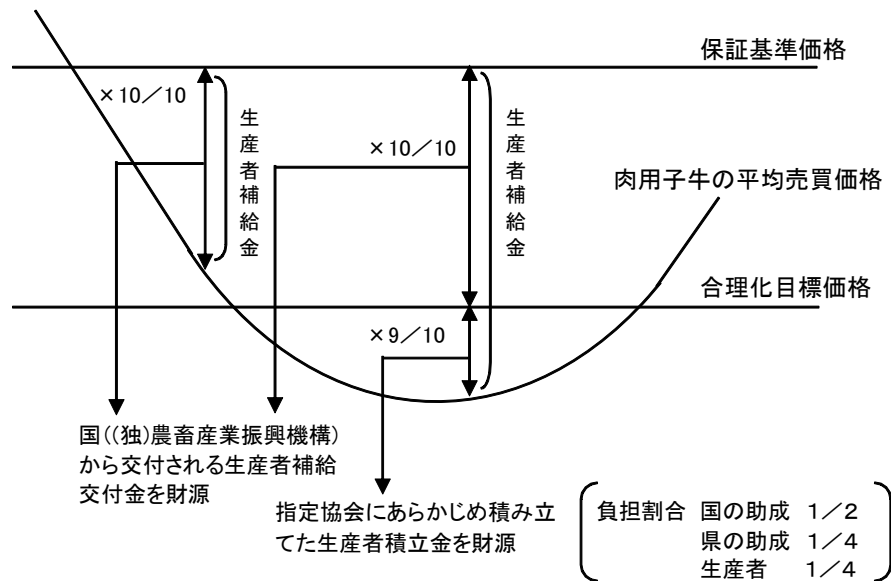
1 制度の目的

牛肉の輸入自由化に伴う子牛価格への影響に対処するとともに、中長期的には肉用牛生産の合理化により輸入牛肉に対抗しうる国産牛肉価格の実現を図るため、肉用子牛生産安定等特別措置法に基づき、保証基準価格と合理化目標価格を設定し、子牛価格が低落した場合に生産者補給金を交付することにより、肉用子牛生産の安定を図る。

2 制度の内容

肉用子牛（黒毛和種、褐毛和種、その他の肉専用種、乳用種、交雑種）の平均売買価格が、

- ① 保証基準価格を下回った場合には、その差額の10/10を国から、
 - ② 合理化目標価格を下回った場合には、その差額の9/10を国、県、肉用子牛生産者の積立により造成した生産者積立金から、
- 生産者補給金として交付する。



3 事業実施主体 指定協会（都道府県肉用子牛価格安定基金協会）

4 所要額 66,227百万円（定額、1/2）

5 業務対象期間 令和2～6年度

（ 担当課 : 畜産局食肉鶏卵課
代表 : 03-3502-5989 内線 4942
担当者 : 中村、水野 ）

肉用牛肥育経営安定交付金

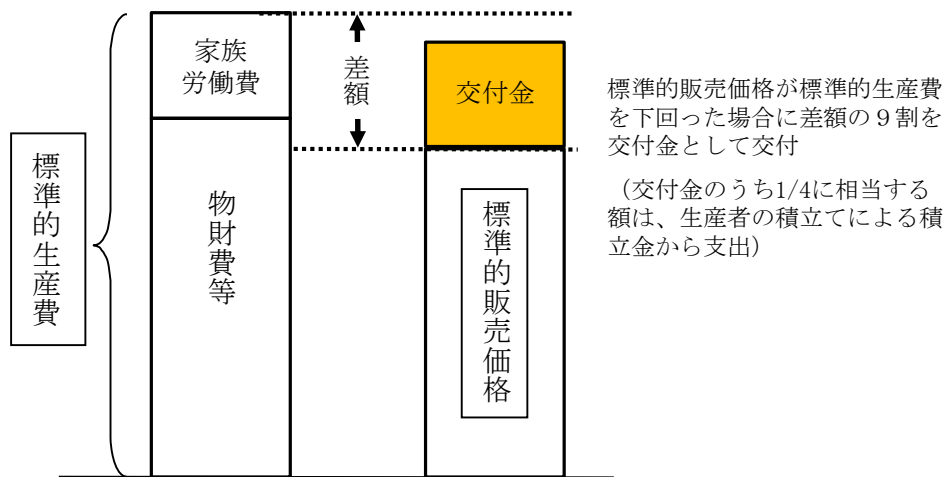
1 制度の目的

畜産経営の安定に関する法律に基づき、標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合に、肉用牛生産者の経営に及ぼす影響を緩和するための交付金を交付することにより、肉用牛肥育経営の安定を図る。

2 制度の内容

標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付する。

※交付金のうち4分の1に相当する額は、生産者の積立てによる積立金から支出



3 事業実施主体 (独) 農畜産業振興機構 (ただし、生産者の積立てによる積立金の管理は、農林水産大臣が指定した者)、肥育牛生産者

4 所要額 97,726百万円 (定額、3/4)

5 業務対象期間 令和4～令和6年度

担当課 : 畜産局企画課
代表 : 03-3502-8111 内線 4890
担当者 : 鈴木、堀田

肉豚経営安定交付金

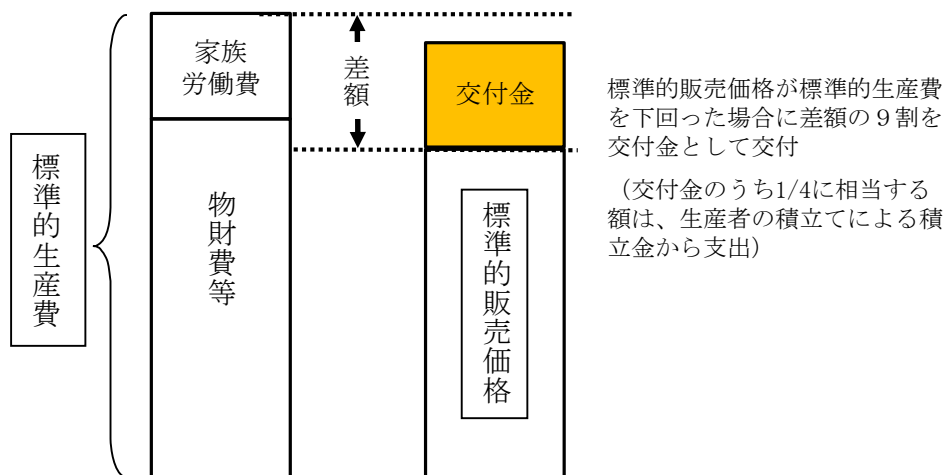
1 制度の目的

畜産経営の安定に関する法律に基づき、標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合に、肉豚生産者の経営に及ぼす影響を緩和するための交付金を交付することにより、養豚経営の安定を図る。

2 制度の内容

標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付する。

※交付金のうち4分の1に相当する額は、生産者の積立てによる積立金から支出。



3 事業実施主体 (独) 農畜産業振興機構、肉豚生産者

4 所要額 16,804百万円(定額、3/4)

5 業務対象期間 令和6年度～令和8年度

担当課 : 畜産局企画課
代表 : 03-3502-8111 内線 4890
担当者 : 加藤

加工原料乳生産者経営安定対策事業

1 事業の目的

加工原料乳の取引価格が需給変動等により低落した場合に、生産者からの拠出による積立金及び機構の補助金（生産者：機構＝1：3）によりその一定部分を補填し、加工原料乳生産者補給金制度と併せて、酪農経営の安定を図り、もって生乳の再生産の確保及び牛乳乳製品の安定供給に資する。

2 事業の内容

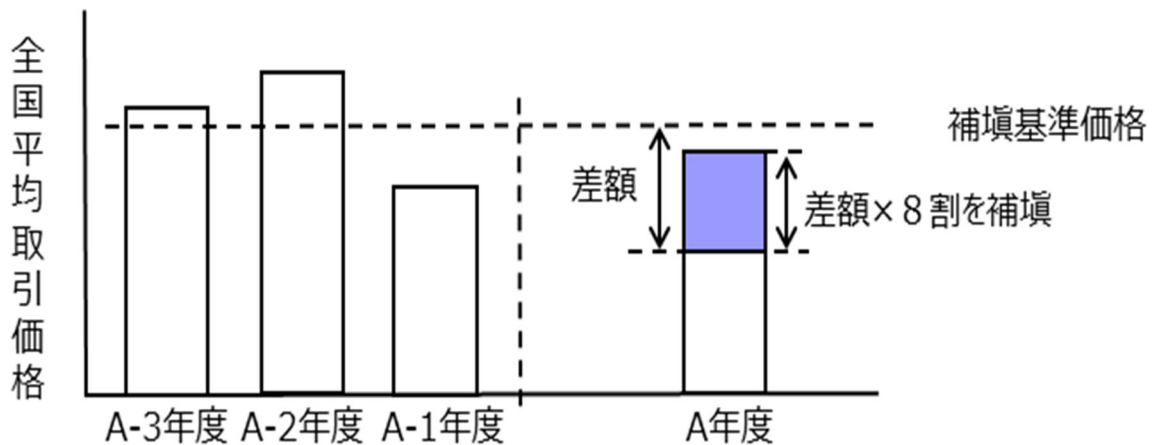
加工原料乳（脱脂粉乳・バター等向け、チーズ向け及び生クリーム等向けの生乳）の取引価格が補填基準価格（全国の直近3年間の平均取引価格）を下回った場合に、生産者に補填金（差額の8割）を交付する。

3 事業実施主体 対象事業者

（参考）

基本的な仕組み

- ① 事業実施期間：令和6～8年度（3年間）
- ② 補填基準価格：全国の直近3年間の平均取引価格
- ③ 補填割合：補填基準価格と当年度の全国平均取引価格との差額の8割



担当課：畜産局牛乳乳製品課
代表：03-3502-8111 内線 4933
担当者：伊藤、平澤、岡野

酪農経営支援総合対策事業

1 事業の目的

我が国の酪農は、高齢化等により酪農家戸数や飼養頭数が減少し、生産基盤の弱体化が進行している。このため、生産者集団等が行う地域の創意工夫を生かした取組を支援し、担い手や優良な乳用牛を確保していくとともに、経営の持続性の向上を図り、地域の実情に応じた酪農生産基盤の維持・強化を図る。

2 事業の内容

(1) 酪農生産基盤・飼養環境改善の支援

(ア)後継牛確保のための環境整備（機器導入（カーフハッチ、分娩カメラ等）、つなぎ牛舎の改良）、飼養環境の改善、暑熱対策、育成牛等の事故率低減支援（ワクチン1千円/頭）、供用期間の延長支援（肢蹄保護、乳房炎ワクチン等、1千円/頭）、飼料作物の不作から不足する飼料への支援（代替飼料の共同購入5円/kg）、（イ）労働負担軽減に資する機械装置等の導入と一体的な施設の整備を支援する。

(2) 地域の生産体制の強化

生産基盤が脆弱な地域において持続的な生乳生産体制を確保するため、（ア）経営離脱農家等を研修施設として活用した担い手の確保、（イ）将来にわたって持続可能な経営体の創出、（ウ）後継牛育成のための広域預託を推進する取組等を支援する。

(3) 酪農ヘルパーの利用拡大

①酪農ヘルパーの職業認知度向上、修学支援、学生インターンシップの受入、人材コンサルタントの活用、ヘルパー研修や外国人材の活用等の人材確保・育成、②傷病時等の利用料金を軽減するための互助基金制度及び③広域利用調整、酪農ヘルパーの待遇改善や利用組合の経営改善等の利用組合強化の取組を支援する。

(4) 生乳流通体制の合理化の推進

生乳流通コストの生産者負担を軽減するため、生乳生産者団体等が行う「生乳流通合理化計画」等の検討・作成、生乳流通関係機器のリース導入、貯乳施設の減容化・需給調整機能を持たせるために必要な補改修、乳代精算方法の効率化等の取組を支援する。

(5) 生乳需要基盤の確保の推進

国産牛乳乳製品の消費の維持・定着を図るため、消費者等への酪農理解醸成活動、牛乳乳製品の新たな利用場面の普及や価値訴求、生産者自らが製造する牛乳乳製品の需要拡大のための技術研修や販路拡大等の取組を推進する。

(6) 乳用牛の計画的な改良・増殖の推進

牛群検定組合等が行う遺伝情報(SNP)データの収集等の取組、乳用牛の飼養管理に係る技術指導、調整交配等を支援する。

3 事業実施主体 生産者団体等

4 所要額（補助率） 4, 566百万円（定額、2/3、1/2、1/3以内）

担当課	代表03-3502-8111		
(1)のア、(4)、(5)の事業	畜産局牛乳乳製品課	内線 4933	担当者：平田、斉藤
(1)暑熱等により不足する飼料への支援	畜産局飼料課	内線 4916	担当者：宮腰、大藪
(2)のア、イ、(3)の事業	畜産局企画課	内線 4890	担当者：渡邊、堺
(1)のイ、(2)のウ、(6)の事業	畜産局畜産振興課	内線 4923	担当者：松永、田中

肉用牛経営安定対策補完事業

1 事業の目的

肉用牛生産は中山間地域や離島等の基幹的な農業部門のひとつとして、地域経済の活性化に重要な役割を果たしてきたが、小規模・高齢者層を中心とした生産者の離脱等から生産基盤の脆弱化が危惧されている。

このため、遺伝的多様性に配慮した繁殖雌牛の確保、子牛生産の効率化、担い手の育成等を支援することにより、生産基盤の強化を図る。

2 事業の内容

(1) 肉用牛生産基盤強化対策

- ① 遺伝的多様性に配慮した繁殖雌牛及び優良な繁殖雌牛の導入を支援する。
導入奨励金：6万円/頭、9万円/頭（希少性の高い牛）
- ② 繁殖雌牛の増頭に資する簡易牛舎（育成牛の簡易牛舎を含む）や子牛の健康維持に資する器具機材等の整備に対して支援を行う。
- ③ 肉用牛ヘルパーの推進を支援する。
- ④ 多様な担い手の育成を支援する。
- ⑤ 特定地域における肉用牛の処理を支援する。
- ⑥ 一産取り肥育の普及・定着に向けた取組を支援する。
- ⑦ 和牛精液等の流通管理を周知・徹底する取組を支援する。

(2) 地方特定品種並びに離島等及び山振地域の肉用牛振興対策

- ① 地方特定品種の特徴を活かした生産や放牧利用の拡大、飼養頭数の増頭等を推進するための取組を支援する。
- ② 離島等及び山振地域における肉用子牛の集出荷を促進するための取組を支援する。

(3) 肉用子牛流通等対策

- ① 家畜商組合等が行う、金融機関から借り入れた資金を活用した肉用子牛等の預託を促進するための奨励金を交付する。
- ② 家畜商組合等が借り入れる預託牛の導入資金に係る債務保証及びその代位弁済を行う取組等を支援する。
- ③ 肉用子牛等の流通の多様化を図るため、家畜商組合等による地域における優良な肉用牛の集出荷体制等を改善する取組や、生産者が遠隔地の家畜市場からの購入をサポートする取組を支援する。

3 事業実施主体 都道府県団体、民間団体

4 所要額（補助率） 3,636百万円（定額、1/2以内等）

担当課	代表03-3502-8111		
(1)の②、③、④、⑥の事業	畜産局企画課	内線 4890	担当者：鈴木、松野
(1)の①、(2)の①の事業	畜産局畜産振興課	内線 4923	担当者：香川、坂口
(1)の⑤の事業	畜産局畜産振興課	内線 4853	担当者：安松、日高、中越
(1)の⑦の事業	畜産局畜産振興課	内線 4913	担当者：佐野
(2)の②、(3)の事業	畜産局食肉鶏卵課	内線 4942	担当者：中村、福澤、水野

養豚経営安定対策補完事業

1 事業の目的

我が国の基幹的な農業部門のひとつである養豚経営は、地域経済の活性化に重要な役割を果たしてきたが、飼料価格の高騰や豚熱のまん延等から生産基盤の弱体化が危惧されている。

このため、肉豚の能力向上への集団的な取組、家畜人工授精や飼養管理技術の向上・習得のための研修会、アフリカ豚熱等リスク低減、経ロワクチンの導入・保管及び効率的かつ効果的な散布の実証等を支援することにより、生産基盤の強化を図る。

2 事業の内容

(1) 集団的な肉豚能力向上支援

生産者集団等における、能力向上推進計画に基づく純粋種豚等の導入、純粋種豚の能力向上に資する一代雑種雌豚の導入、及び特色ある肉豚生産のため能力向上に資する種豚（ランドレース種、大ヨークシャー種、デュロック種を除く）の導入経費に対して支援する。

(2) 生産性向上支援

肉豚等の生産性向上や生産コスト削減の観点から、家畜人工授精に必要な知識の取得や飼養管理技術の向上・習得のための研修会開催、先進的な経営改善の取組の調査や普及活動に対して支援する。

(3) アフリカ豚熱等リスク低減対策

種豚供給拠点の整備や出荷が困難となった肥育素豚の追加的な飼養、アグー等特色ある品種等の低リスク農場への避難や避難用豚舎の新設等に対して支援する。

(4) 野外環境リスク低減対策

全国協議会が行う、経ロワクチンの導入・保管及び都府県協議会が行う、効率的かつ効果的な散布の実証並びに省力化を図るための取組に対して支援する。

3 事業実施主体 民間団体

4 所要額（補助率） 1, 232百万円（定額、10/10以内、1/2以内、1/3以内）

担当課 代表03-3502-8111
(1)～(3)の事業 畜産局畜産振興課 内線4910 担当者：新井、松田
(4)の事業 消費・安全局動物衛生課 内線4583 担当者：瀧川、眞井

堆肥舎等長寿命化推進事業

1 事業の目的

経年劣化が進んでいる家畜排せつ物処理施設（堆肥舎等）の長寿命化等を支援することにより、我が国畜産の発展に資する。

2 事業の内容

(1) 家畜排せつ物処理施設の長寿命化のための補修の実証、簡易な堆肥化処理施設の整備支援

家畜排せつ物処理施設（汚水処理施設、脱臭施設を含む）の長寿命化のため地域の実情に応じて補修の実証を行う取組や、遮水シート等を利用した簡易な堆肥化処理施設を実証的に整備し、その整備方法・効果等を地域に普及する取組を支援する。

(2) 老朽化した家畜排せつ物処理施設等の補改修の推進支援

老朽化が進んでいる家畜排せつ物処理施設等（堆肥舎、自動攪拌装置、鶏ふん焼却ボイラー設備、畜産バイオマス施設、脱臭施設・装置、汚水処理施設・装置等を含む）の補改修の事例調査、畜産農家等の関係者への優良事例の普及等の取組を支援する。

(3) 畜産環境対策の推進支援

家畜排せつ物の利活用、悪臭防止や汚水処理などに係る調査・情報収集、畜産農家等の関係者への普及等を行う。

3 事業実施主体 民間団体

4 所要額（補助率） 222百万円（定額、1／2以内）

担当課 : 畜産局畜産振興課
代表 : 03-3502-8111 内線 4853
担当者 : 安松、日高、中越

畜産高度化推進リース事業

1 事業の目的

畜産経営における家畜排せつ物の適切な処理と利活用の推進、食肉や生乳流通の効率化・合理化に必要な施設等の導入を、リース方式で支援することにより、我が国畜産産業の安定的発展を図る。

2 事業の内容

(1) 畜産環境対策リース事業

畜産農家等に対して、家畜排せつ物の適切な処理や新たな飼養衛生管理基準への対応に必要な施設等の貸付を行う。保証保険料及び損害保険料を支援する。

(2) 畜産整備リース事業

畜産農家等に対して、畜産経営の健全な発展を図るために必要な飼養管理施設等の貸付を行う。

(3) 食肉販売等合理化施設整備リース事業

食肉処理、加工、販売事業者等に対して、食肉流通の合理化、衛生水準の高度化等に必要な施設等の貸付を行う。

(4) 生乳流通効率化支援リース事業

生産者団体、牛乳販売業者等に対して、生乳等の流通の効率化に必要な施設等の貸付を行う。

3 事業実施主体 (一財) 畜産環境整備機構

4 貸付枠 2, 800百万円 (うち畜産環境対策リース事業 600百万円)

担当課	代表03-3502-8111		
(1)、(2)の事業	畜産局畜産振興課	内線 4853	担当者：安松、日高、中越
(3)の事業	畜産局食肉鶏卵課	内線 4943	担当者：伴、佐野
(4)の事業	畜産局牛乳乳製品課	内線 4933	担当者：平田、斉藤

国産畜産物安心確保等支援事業

1 事業の目的

家畜個体識別システムの円滑な運用の確保、口蹄疫、豚熱や高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）等に備えた国産食肉の安全・安心に係る情報収集・普及等を支援することにより、国産畜産物の安心確保と安定供給に資する。

2 事業の内容

(1) 家畜個体識別システム定着化事業

家畜個体識別システムの適正かつ円滑な運用を図るため、生産者等が牛トレーサビリティ制度を的確に実施するための取組を支援する。

(2) 緊急時生産流通体制支援事業

① 緊急時鶏肉処理体制整備等対策事業

HPAI 等や自然災害の発生時における円滑な鶏肉処理体制の構築に向けた取組を支援する。

② 緊急時食肉安全性等情報提供事業

口蹄疫、豚熱、HPAI 等の発生時に備えた、国産食肉の安全・安心に係る情報の収集及び消費者への普及を支援する。

3 事業実施主体 民間団体

4 所要額（補助率） 542百万円（定額、1／2以内）

担当課 代表03-3502-8111

(1)の事業 畜産局畜産振興課

内線 4913 担当者：相田、中溝

(2)の①の事業 畜産局食肉鶏卵課

内線 4943 担当者：鈴木、山田

(2)の②の事業 畜産局食肉鶏卵課

内線 4943 担当者：伴、佐野

畜産特別支援資金融通事業

1 事業の目的

負債の償還に支障を来している経営や家畜伝染病発生により深刻な影響を受けた経営に対する低利資金の円滑な融通を支援する。また、多額の資金を必要とする畜産経営の円滑な資金調達に資するために、動産担保融資が広く利用できる環境整備を支援する。

2 事業の内容

(1) 畜産特別資金（大家畜・養豚特別支援資金）

負債の償還が困難な畜産経営に対し、長期・低利の借換資金を融通する融資機関へ利子補給を行うとともに、経営改善指導及び債務保証に対する支援を行う。

- 貸付条件（利率は令和5年11月20日現在）

		経営改善資金			経営継承資金
		一般	特認	残高借換	
償還期限	大家畜	15年以内	25年以内		
	養豚	7年以内	15年以内		
	うち据置期間	3年以内	5年以内		
貸付利率		1.20%以内			

注：経営改善資金で残高借換を行うことができるのは令和9年度のみ。

- 融資枠(令和5～令和9年度)500億円（大家畜450億円、養豚50億円）
- 融資機関 農協、農協連、農林中央金庫、銀行等

(2) 家畜疾病経営維持資金

口蹄疫等の家畜伝染病発生に伴う経営の停止、畜産物等の単価の下落や売上の減少等により深刻な影響を受けた畜産経営に対し、経営再開等に必要な低利資金を融通する融資機関へ利子補給を行う。

- 貸付条件（利率は令和5年11月20日現在）

	経営再開資金	経営継続資金	経営維持資金
貸付限度額	個人:2,000万円 法人:8,000万円	(1頭当たり、100羽当たり) 乳用牛13万円、肥育牛13万円、繁殖用雌牛6.5万円、肥育豚1.3万円、繁殖豚2.6万円、家きん5.2万円、繁殖用めん羊及び山羊1.3万円	
償還期限		7年以内	
		うち据置期間 3年以内	
貸付利率		1.225%以内	

- 融資枠(令和4～令和8年度)50億円
- 融資機関 農協、農協連、農林中央金庫、銀行等

(3) 畜産動産担保融資活用支援事業

地域、経営規模又は畜種に関わらず、必要に応じて畜産動産担保融資が広く利用できる環境整備を進めるため、畜産動産担保融資の事例蓄積を継続するとともに、家畜の一般担保化へ向けた課題検討を行い、検討結果を広く融資機関に周知する。

- 事業実施期間 令和5～7年度

3 事業実施主体 (公社) 中央畜産会

4 所要額 911百万円

担当課 : 畜産局企画課
代表 : 03-3502-8111 内線 4896
担当者 : 葛西、酒井

食肉流通改善合理化支援事業

1 事業の目的

肉用牛等の生産基盤の強化が進む中、消費者に国産食肉を安定的に届けるため、食肉流通関係事業者の経営体質の強化や流通の合理化の必要性が一層増している。

このため、産地食肉センター等の施設の改善、食肉流通の各段階における業務の効率化、経営の安定化、顧客視点に立った国産食肉の新需要の創出等のための措置を講ずることにより、食肉流通の合理化と消費者の嗜好の多様化に対応した、安全・安心な食肉の安定供給を図り、もって我が国畜産の健全な発展に資する。

2 事業の内容

(1) 食肉流通施設等設備改善支援事業

食肉等の流通の合理化等を図るため、産地食肉センター、家畜市場及び食鳥処理施設における処理等の効率化、環境対策、衛生管理の高度化及び省力化に必要な設備の導入を支援する。

(2) 食肉卸売経営に対する民間融資の円滑化

資金調達手段に乏しい中小食肉卸売業者等に対する民間融資の円滑化を図るため、民間融資機関に対する信用力の強化を図る。

(3) 食肉流通経営体質強化促進事業

食肉流通経営の体質強化を図るため、食肉流通関連制度に関するセミナーの開催、低利資金の融通、生産者との連携強化、食肉取引の円滑化、食肉卸売市場の決済機能の強化、品質管理の高度化を図る取組等を支援する。

(4) 国産食肉等新需要創出緊急対策事業

国産食肉等の新たな商品価値を創出・提案するため、生産・加工・流通及び販売業者が一体となった加工品の試作や販路開拓等の取組を支援する。

3 事業実施主体 民間団体等

4 所要額（補助率） 2,636百万円 (定額、2/3以内、1/2以内、1/5以内、1/10以内)

担当課 : 畜産局食肉鶏卵課
代表 : 03-3502-8111 内線 4943
担当者 : 伴、岡崎、佐野、佐竹

畜産副産物適正処分等推進事業

1 事業の目的

国内におけるBSE発生を契機として、牛由来肉骨粉・せき柱について、食用・飼肥料等としての利用が禁止された。

その結果、行き場を失った畜産残さによりと畜機能が麻痺するとともに、消費者の食の安全・安心を脅かすおそれが生じたところである。

このため、牛肉骨粉や牛せき柱の適正処理等を行うとともに、有効利用を促進することにより、と畜機能の維持及び食の安全・安心の確保を図る。

2 事業の内容

(1) 肉骨粉適正処分対策事業

牛肉骨粉の適正処分の推進のため、レンダリング業者における牛肉骨粉の製造経費、セメント業者・廃棄物処理業者における焼却処分経費等の一部を助成するとともに、牛肉骨粉を肥料向けに利用する事業者に対して処理促進費を交付。

(2) 牛せき柱適正管理等推進事業

牛せき柱の食品・飼料等としての流通を防ぐため、牛せき柱の分別管理体制を整え、適切に牛せき柱を除去・管理している食肉事業者に対して、促進費を交付。

(3) 畜産副産物需給安定推進事業

畜産副産物の需給調査や、肉骨粉の用途拡大の検討等を支援。

3 事業実施主体 民間団体

4 所要額（補助率） 5,873百万円 （定額、10/10以内、1/3以内）

担当課 : 畜産局食肉鶏卵課
代表 : 03-3502-8111 内線 4940
担当者 : 井川、佐治

畜産経営安定化飼料緊急支援事業

1 事業の目的

畜産経営の安定・競争力の強化を図る上で、畜産物生産費の多くを占める配合飼料費の低減を図ることが重要である。

このような中、農業競争力強化支援法が施行され、本法において、農業者の努力だけでは実現できない良質で低廉な農業資材の供給等に向けた構造的な課題を解決するため、配合飼料製造業などの農業生産資材事業者の事業再編の促進が位置付けられたところである。

このため、配合飼料製造業における配合飼料製造・供給コストの低減の取組を推進し、配合飼料費低減等による畜産経営の安定・競争力強化を図る観点から、配合飼料製造業関係者における検討、設備導入及び施設廃棄等の取組を支援する。

2 事業の内容

- (1) 工場の再編・合理化等の配合飼料製造・供給コストの低減に向けた関係者による検討、計画策定の取組等を支援する。
- (2) 農業競争力強化支援法に基づき農林水産大臣の認定を受けた事業再編計画により実施する工場の再編・合理化等に伴う、
 - ① 設備導入に必要な資金の借入れに対する金利相当額の一部(利子助成率 1.25%以内)
 - ② 施設廃棄等に必要な費用の一部を支援する。

3 事業実施期間 平成28年度～令和6年度

(2の(2)の①の金利相当額の支援は令和7年度まで)

4 事業実施主体 民間団体

5 所要額(補助率) 149百万円(定額、1/3以内)

担当課 : 畜産局飼料課
代表 : 03-3502-8111 内線 4915
担当者 : 末谷、磯村、藤川

畜産経営災害等総合対策緊急支援事業

1 事業の目的

自然災害や悪性の家畜伝染病の発生、感染症の爆発的な拡大（パンデミック）等により多数の畜産農家や家畜市場等が被害を受け、広域的に生産・流通基盤が棄損すれば、地域経済に深刻な被害を及ぼす恐れがある。

このため、自然災害等により被害を受けた畜産農家等の経営継続・再開に向けて、政府の方針と協調し、被災畜舎・機械の補改修、一時的な家畜の避難、家畜の再導入、代替粗飼料の共同購入、感染症発生農場への代替要員の派遣、肉用子牛の計画出荷や家畜伝染病の発生農家への互助金の交付、事業参加者への衛生指導等を支援する。

2 事業の内容

(1) 畜産経営災害総合対策緊急支援事業等

- ①簡易畜舎の整備、畜舎・飼養管理機械等の補改修、土砂・がれき等の撤去等に対する支援
- ②緊急的な家畜等の避難に要する経費に対する支援
- ③家畜の導入支援
- ④乳房炎対策への支援
- ⑤災害に伴う停電への対応に対する支援
- ⑥サイレージ品質低下防止対策に対する支援
- ⑦代替粗飼料の共同購入に対する支援
- ⑧経営者等の感染症発生時における代替要員の派遣、消毒等に対する支援
- ⑨家畜市場での感染症発生に伴う肉用子牛の計画出荷に対する支援

(2) 家畜防疫互助基金支援事業

口蹄疫、牛疫、牛肺疫、アフリカ豚熱、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ発生時の互助金の交付、事業参加者への衛生指導等を行う。

3 事業実施主体 都道府県団体、民間団体

4 所要額（補助率） 3, 280百万円（定額、1/2以内、1/3以内）

担当課 代表03-3502-8111

○事業参加等に係る問合せ

(1)①～⑤, ⑧の事業（乳用牛）	畜産局牛乳乳製品課	内線4933	担当者：平田、斉藤
(1)①～③, ⑤, ⑧の事業（肉用牛）	畜産局企画課	内線4890	担当者：鈴木、松野
(1)①～③, ⑤, ⑧の事業（豚）	畜産局畜産振興課	内線4910	担当者：新井、松田
(1)①, ⑤, ⑧の事業（家きん）	畜産局畜産振興課	内線4910	担当者：信戸、今野
(1)⑥, ⑦の事業（飼料）	畜産局飼料課	内線4916	担当者：宮腰、大藪
(1)⑧の事業（飼料生産組織）	畜産局飼料課	内線4916	担当者：齋藤、久保
(1)⑨の事業	畜産局食肉鶏卵課	内線4942	担当者：中村、池嶋
(2)の事業	消費・安全局動物衛生課	内線4582	担当者：岡村、高山
○畜産の災害被害状況に係る問合せ	畜産局企画課	内線4896	担当者：金子、柳田

バター・脱脂粉乳需給不均衡及び 生乳流通改善緊急事業（新規）

1 事業の目的

酪農経営の安定には、生乳需給の安定を図る必要がある。バター・脱脂粉乳需給の不均衡が拡大しており、生乳需給の不安定化の一因となっている。また、物流2024年問題により、集送乳経費が上昇することが見込まれ、これらの課題に早急に対処する必要がある。

このため、生乳流通事業者等が行うバター・脱脂粉乳の需給の不均衡改善や集送乳経費の合理化に対する取組を支援することで、酪農経営の安定に資する。

2 事業の内容

(1) バター・脱脂粉乳の需給の不均衡改善への支援

バター・脱脂粉乳需給の不均衡を改善するための取組を行う生乳流通事業者に対し、18万トンを限度として、対象数量に応じた奨励金を交付。

(2) 集送乳経費の合理化への支援

物流2024年問題へ対応するため、農協等と連携して、実態把握や改善策の策定等、集送乳経費の合理化に取り組む指定生乳生産者団体に対し、343万トンを限度として、対象数量に応じた奨励金を交付。

3 事業実施主体 生産者団体等

4 所要額（補助率） 1,600百万円（定額）

担当課： 畜産局牛乳乳製品課
代表： 03-3502-8111 内線 4933
担当者： 伊藤、平澤、岡野

和子牛生産者臨時経営支援事業（延長）

1 事業の目的

肉用牛繁殖経営は、子牛出荷までの生産期間が長いため、資本回転率が低い多額の運転資金を必要とし、子牛価格の変動の影響を受けやすいという特徴を有している。

令和4年5月に急落した子牛価格は回復傾向にあるものの、価格が堅調に推移するまでの間、肉用子牛生産基盤の安定を図るため、和子牛生産者のセーフティネットを臨時的に措置する。

2 事業の内容

市場等で取引される和子牛のブロック別※₁平均価格（四半期別※_{2、5、6}）が、発動基準を下回った場合に、当該平均価格と発動基準の差額の4分の3※₄を支援する。

品種区分	発動基準※ ₃
黒毛和種	60万円
褐毛和種	55万円
その他の肉専用種	35万円

※1：黒毛和種は、北海道、東北、本州関東以西・四国、九州・沖縄の4ブロック、
褐毛和種、その他の肉専用種は、全国1ブロック

※2：黒毛和種、褐毛和種は四半期別、その他の肉専用種は年間（令和5年1月から12月まで）で計算

※3：発動基準は消費税込価格

※4：肉用子牛生産者補給金の支援対象と重複する部分を除く

※5：黒毛和種について、全国平均に対し著しく高い価格（偏差値70（平均+2標準偏差）以上）となっている都道府県は、ブロック別平均価格の計算から除外し、単独で平均価格を計算

※6：その他の肉専用種の令和6年1月から3月までの3ヵ月分は年度（令和5年4月から令和6年3月まで）で計算

3 事業実施主体 都道府県団体、民間団体

4 実施期間：令和5年1月から令和6年3月まで

担当課：畜産局食肉鶏卵課
代表：03-3502-8111 内線 4942
担当者：中村、池嶋

優良和子牛生産推進緊急支援事業

1 事業の目的

肉用子牛の価格が大幅に下落し、生産者の経営環境が悪化しており、生産者の意欲低下により肉用牛生産基盤の弱体化が懸念されるため、飼養管理の向上に取り組む和子牛生産者を緊急的に支援する。

2 事業の内容

市場等で取引される和子牛のブロック別平均価格※が、発動基準（下表）を下回った場合に、飼養管理向上のための取組メニューを行う生産者が販売した和子牛に対して、奨励金を交付する。

発動基準 (税込)	黒毛和種	60万円	58万円	57万円
	褐毛和種	55万円	53万円	52万円
	その他の肉専用種	35万円	33万円	—
必要取組数		2つ	3つ	4つ
奨励金単価		1万円/頭	2万円/頭	3万円/頭

<飼養管理向上のための取組メニュー>

母子共通メニュー	子牛メニュー	母牛メニュー
<ul style="list-style-type: none"> ・飼料効率の改善 ・添加物による栄養補助 ・駆虫・防虫対策 ・寒冷・暑熱対策 ・牛体管理の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ・疾病防止のワクチン接種 ・疾病の早期治療 ・栄養状態を強化する人工哺乳 	<ul style="list-style-type: none"> ・疾病防止のワクチン接種 ・発情発見機等の活用 ・高度な栄養管理

※1：黒毛和種は、「北海道」、「東北」、「本州関東以西・四国」、「九州・沖縄」の4ブロックとし、全国平均に対して著しく高い価格（偏差値70（平均+2標準偏差）以上）となっている都道府県については、ブロック別平均価格の計算から除外し、単独で平均価格を計算

※2：褐毛和種及びその他の肉専用種は全国1ブロック

※3：黒毛和種、褐毛和種は四半期毎、その他の肉専用種は年度で計算

3 事業実施主体 都道府県団体、民間団体

4 実施期間 令和6年4月から令和7年3月まで

5 所要額（補助率） 66,227百万円の内数（定額）

（ 担当課：畜産局食肉鶏卵課
代 表：03-3502-8111 内線 4942
担当者：中村、池嶋 ）

令和6年度のALIC事業による その他対策及び緊急対策の概要

酪農対策については、補正予算で、引き続き国産チーズの競争力強化対策（61億円）、長命連産性に重きを置いた牛群構成への転換を図るための取組への支援（50億円）、生産者団体、乳業メーカーが協調して行う脱脂粉乳在庫の削減の推進、乳製品の消費拡大のプロモーション等に対する支援を措置（40億円）。

また、和牛肥育・繁殖経営を支援する観点から、物価高騰に伴い需要が減退した和牛肉の需給の改善を図るため、和牛肉の新規需要開拓、消費拡大やインバウンド需要の喚起に対する支援（50億円）、高齢の繁殖雌牛から、増体や肉質に優れた若い繁殖雌牛への牛群の転換に対する支援（54億円）を措置。

加えて、畜産クラスター事業において、①実証支援の拡充（子牛価格向上のための実証に限り、補助の上限を240万円から2,000万円に引き上げ）、②インバーター制御装置付きの送風機、細霧装置等の整備が可能な省エネ優先枠の継続を措置。

これらに加えて、ALIC事業で以下の対策を実施。

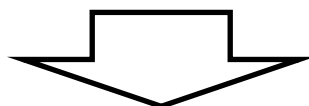
（1）酪農生産基盤強化のための総合対策 45.7億円(45.7億円)

① 中小酪農生産基盤・飼養環境の改善対策

- ・育成・分娩に必要な簡易畜舎整備、機器導入（カーフハッチ、分娩カメラ等）
- ・つなぎ牛舎の牛床や繫留具等の改良（牛床の延長等）
- ・飼育環境の改善（牛床マット、カウブラシ等）、暑熱ストレスの低減（細霧装置等）
- ・供用期間の延長（肢蹄保護、乳房炎ワクチン等）
- ・育成牛の事故率の低減（ワクチン）
- ・搾乳ロボット等の先進的機器の導入と一体的な施設の整備等に対して支援。

② 地域の生産体制の強化対策

- 生産基盤が脆弱な地域における生産体制の強化を①の支援と連携して推進。
- ・後継牛の広域預託（上限3.1万円/頭）、預託牧場における放牧用資機材の整備、預託牛輸送のモーダルシフトの実証
 - ・新規就農希望者を対象とした経営離脱農家等を活用する技術・経営ノウハウ研修、担い手を対象とした経営マネジメント研修、協業化の取組等に対して支援。



③ 酪農ヘルパー対策

ヘルパー要員の確保や育成、酪農家の傷病時利用（病気、事故、出産等）の負担軽減を支援。また、ヘルパーの確保・育成を図るため、酪農ヘルパーを目指す学生の修学支援、外国人人材を活用する体制整備の構築等への支援を実施。さらに、利用組合の体質強化を図るため、酪農ヘルパーの待遇改善、中堅ヘルパーの指導力向上に向けた取組等を支援。

④ 生乳の流通合理化対策等

生乳の集送乳経費を削減するため、流通合理化計画の策定、大型タンクローリー、バルククーラー、生乳検査機器の導入、CSの貯乳タンクの補改修、需給調整用貯蔵施設の整備等を支援するとともに、牛乳乳製品の需要拡大のため、販路拡大等の取組を支援。

⑤ 乳用牛の能力向上対策

遺伝情報を利用した改良体制の強化を支援するとともに、乳用牛の繁殖性の向上等に関する技術指導、乳用牛の調整交配を支援。

(2) 肉用牛経営安定対策の補完事業

36.4 億円(36.4 億円)

- ・近親交配度の上昇を抑制し、遺伝的に多様な系統群を確保するため、全国的な精液の利用本数が上位ではない種雄牛の子である雌牛の導入(6万円/頭又は9万円/頭)の推進
- ・繁殖雌牛増頭のための簡易牛舎整備や、機器導入(細霧装置、子牛ヒーター等)、肉用牛ヘルパー活動の推進
- ・一産取り肥育の技術の普及・定着
- ・離島での肉用子牛生産及び地方特定品種(日本短角種、褐毛和種など)の生産振興
- ・家畜商組合等による肉用子牛・繁殖雌牛の導入や肉用牛預託促進のための資金調達
- ・優良な肉用牛の多様な流通を図るため、集出荷体制等の改善、生産者が遠隔地の肉用牛を購入することをサポートする仕組みの構築等に対して支援。

(3) 養豚経営安定対策の補完事業

12.3 億円(12.9 億円)

- ・優秀な純粋種豚、一代雑種雌豚、特色ある肉豚生産のための種豚の導入
- ・人工授精技術の導入、飼養管理技術の向上
- ・種豚等の新たな供給拠点の整備、出荷が困難となった豚の追加的な飼養、日本固有品種の避難
- ・野生イノシシへの豚熱経口ワクチンの散布等に対して支援。

(4) 畜産環境対策

- ① 家畜排せつ物処理施設の長寿命化対策 2.2 億円(2.2 億円)
家畜排せつ物処理施設の長寿命化を推進するため、地域の実情に応じた補修の実証、簡易な堆肥化処理施設の整備のための資材の導入等の支援を継続。また、老朽化した家畜排せつ物処理施設等の補改修事例の調査等を支援。

- ② 畜産環境関連施設などのリース支援等 1.2 億円(1.2 億円)
【貸付枠】 28.0 億円(28.0 億円)
畜産環境関連施設等に対するリース支援を行うとともに、家畜排せつ物処理施設・機械について、金利負担の軽減に加えて保証保険料及び損害保険料を支援。

- (5) 国産畜産物の安心確保対策 5.4 億円(4.8 億円)
家畜個体識別システムの円滑な運用の確保、口蹄疫、豚熱や鳥インフルエンザ等に備えた国産食肉の安心・安全に係る情報収集・普及等を支援。

- (6) 負債整理や家畜伝染病発生農家等の資金対策 9.1 億円(9.1 億円)
負債の償還に支障を来している経営や、単価の下落や売上げの減少など家畜伝染病発生による深刻な影響を受けた経営に対する低利資金の円滑な融通、家畜(動産)を担保とした融資による資金調達の普及のための取組等を支援。

- (7) 食肉流通の改善・合理化の支援対策 26.4 億円(26.4 億円)
産地食肉センター等の設備改善、食肉流通の効率化、食肉卸売経営の安定化、食肉取引の円滑化に係る調査、国産食肉の新需要創出の取組等を支援。

- (8) 肉骨粉などの適正処分対策 58.7 億円(58.7 億円)
BSE 発生を踏まえた牛由来肉骨粉・せき柱の適正処理や有効利用の取組を支援。

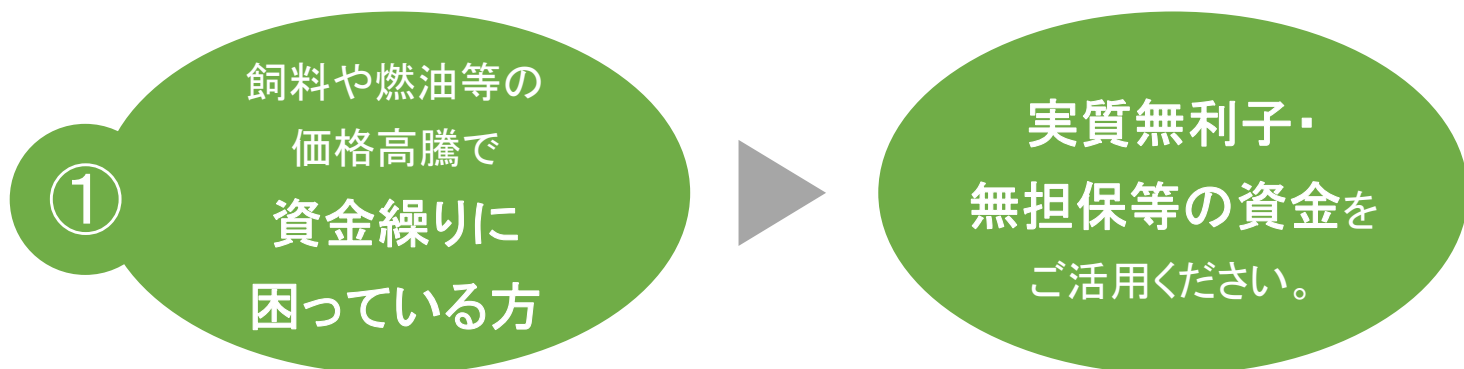
- (9) 配合飼料価格低減に向けた取組の推進 1.5 億円(1.5 億円)
配合飼料価格の低減に向けた工場の再編・合理化等の計画策定、設備投資に係る資金借入、施設廃棄等を支援。

- (1) ~ (9) まで その他対策 計 198.9 億円(198.9 億円)

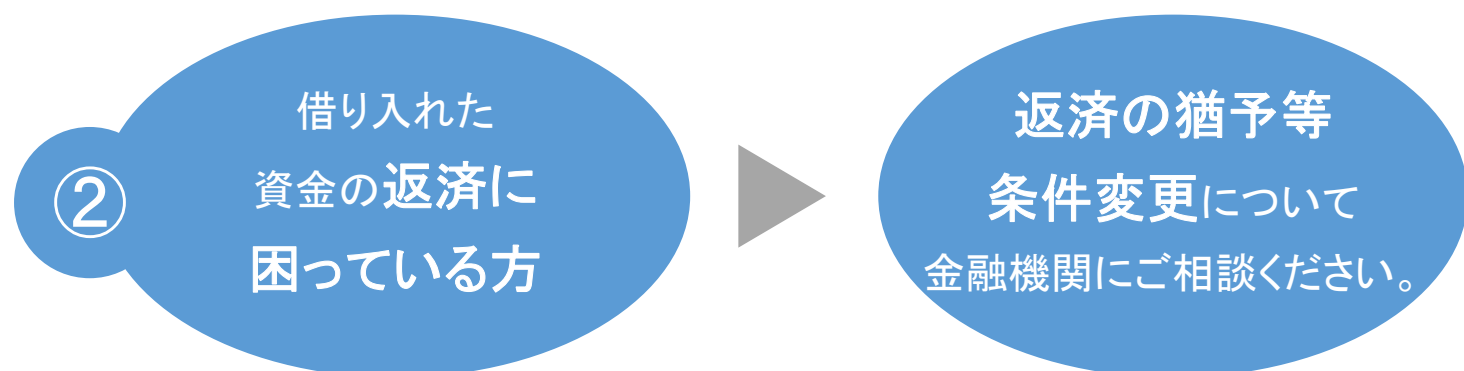
- (10) 災害・家畜疾病等への緊急対策 32.8 億円(36.0 億円)
自然災害、家畜疾病等により被害を受けた畜産農家の経営再開・継続に向けて、政府の方針と協調して支援を実施するとともに、家畜疾病互助基金の造成、基金加入農家に対する衛生指導等の取組を支援。

上記のほか、緊急対策として、バター・脱脂粉乳需給不均衡及び生乳流通改善緊急事業、優良和子牛生産推進緊急支援事業を措置。また、基金事業や過去の事業融資の利子補給を継続実施(配合飼料価格安定制度運営基盤強化事業(利子補給分として3億円)等)

金融支援が必要な 酪農・畜産農家の皆様へ



- 農林漁業セーフティネット資金等※について、
実質無利子、実質無担保・無保証人による融資が受けられます。
※ 農林漁業セーフティネット資金、経営体育成強化資金(償還負担軽減)、農業負担軽減支援資金
- 農林漁業セーフティネット資金について、新型コロナに加え、
物価高騰等の影響を受けた場合、貸付可能な限度額を引き上げる特例を
設けています。



- 国は、金融機関等の関係者に対し、繰り返し、既往債務の返済猶予等の配慮を要請しています。
 - ・令和4年11月、令和5年3月及び10月に、
農水省等担当部局連名で畜産経営者に対する償還猶予等への対応を要請。
 - ・令和5年3月、11月及び令和6年3月に、
関係省庁連名で資金繰り支援の徹底を要請。

①

農林漁業セーフティネット資金等について、
実質無利子化、無担保・無保証人化に加え、
貸付限度額の特例を設けています。

農林漁業セーフティネット資金

償還期限：15年以内(据置3年以内)

借入金利：0.55%～0.95%(R6.4.18現在)

貸付当初5年間は実質無利子(最大2.0%の金利引下げ)

限度額：以下のとおり

通常

年間経営費等の6/12
又は
600万円



特例
※

年間経営費等の18/12
又は
1,800万円

※新型コロナの影響を受けた農林漁業者が、さらに原油価格・物価高騰等の影響を受けた場合

②

既往債務の返済猶予などの条件変更等について、
金融機関にご相談ください。

条件変更によるメリット

- 1 当面の返済負担の低減
- 2 資金繰りが楽になる
- 3 経営の立て直しを図ることができる

注：条件変更は、あくまで当面の返済負担の軽減を図るものとなります。資金繰りに行き詰まる前に
早めに金融機関にご相談ください。

○ 最寄りの農協、日本政策金融公庫支店、信用農協連合会、銀行などにご相談
ください。

- **令和6年度当初予算**
- **令和5年度補正予算** の概要

農林水産省

畜産局

令和5年12月

1. 食料安全保障の強化に向けた構造転換対策

(1) 飼料の生産・利用拡大、安定供給確保対策

- 飼料増産・安定供給対策・・・・・・・・・・ 1
- 飼料自給率向上緊急対策☆・・・・・・・・・・ 2
- 草地関連基盤整備〈公共〉・・・・・・・・・・ 3
- 畜産クラスターを後押しする草地整備の推進〈公共〉☆・ 4

(2) 省エネ技術の導入加速化対策☆・・・・・・・・・・ 5

2. 畜産・酪農の生産基盤の強化

(1) 畜産クラスター事業等☆・・・・・・・・・・ 6

(2) 和牛肉需要拡大緊急対策事業☆・・・・・・・・・・ 7

(3) 国産チーズの競争力強化対策☆・・・・・・・・・・ 8

(4) 乳用牛長命連産性等向上緊急支援事業☆・・・・・・・・ 9

(5) 国産畜産物利用安定化対策☆・・・・・・・・・・ 10

(6) 畜産生産力・生産体制強化対策事業・・・・・・・・ 11

(7) ICTを活用した畜産経営体の生産性の向上対策☆ ・・・・・・・・ 12

(8) 畜産・酪農における

環境負荷低減等の取組の推進

- 環境負荷軽減型持続的生産支援・・・・・・・・・・ 13
- 農山漁村地域整備交付金のうち
畜産環境総合整備事業〈公共〉・・・・ 14
- 持続的生産強化対策事業のうち
持続可能性配慮型畜産推進・・・・・・・・ 15
- 農畜産物放射性物質影響緩和対策事業（畜産関係）・ 16

(9) 家畜・畜産物の流通体制の強化

- 家畜・食肉等の流通体制の強化・・・・・・・・・・ 17
 - ①食肉流通構造高度化・輸出拡大事業・・・・・・・・ 18
 - ②輸出食肉処理施設機能高度化事業・・・・・・・・ 19
 - ③家畜取引スマート化推進支援事業・・・・・・・・ 20
- 食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業☆・・・・ 21
- 強い農業づくり総合支援交付金・・・・・・・・ 22,23
(食肉、乳業等の流通合理化に向けた施設整備への支援)
- 緊急時鶏卵安定供給対策事業☆・・・・・・・・・・ 24
- 国産牛乳乳製品需要・消費拡大対策・・・・・・・・ 25

(10) 加工施設再編等緊急対策事業☆・・・・・・・・・・ 26

(11) 養蜂支援対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

※ ☆は補正予算で措置した施策

2. 生産資材の確保・安定供給

(1) 肥料の国産化・安定供給確保対策☆ 28

- うち国内肥料資源利用拡大対策事業☆ 29

(2) 飼料の生産・利用拡大、安定供給確保対策（再掲） 1～4

(3) 畜産・酪農の生産基盤の強化（再掲） 6～27

3. 農産物・食品の輸出の促進

(1) 輸出産地の形成・供給体制の強化

- 家畜・食肉等の流通体制の強化（再掲） 17
 - ①食肉流通構造高度化・輸出拡大事業（再掲） . 18
 - ②輸出食肉処理施設機能高度化事業（再掲） . . 19
- 畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業☆ . . . 30
- 食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業（再掲）☆ . . 21
- 食品産業の輸出向けH A C C P等
対応施設整備緊急対策☆ 31

4. 円滑な食品アクセスの確保

(1) 家畜遠隔流通体制転換実証事業☆ 32

5. 経営安定対策の充実

(1) 畜産・酪農経営安定対策 33

- 酪農経営安定対策 34
- 肉用牛繁殖・肥育の経営安定対策 35
- 養豚及び採卵養鶏の経営安定対策 36

6. 農林水産業・食品産業における

環境負荷低減の取組の推進

- 環境負荷軽減型持続的生産支援（再掲） 13
- 飼料増産・安定供給対策（再掲） 1
- 飼料自給率向上緊急対策☆（再掲） 2

※ ☆は補正予算で措置した施策

○ 飼料増産・安定供給対策

【令和6年度予算概算決定額 1,820 (2,143) 百万円】
 (令和5年度補正予算額 (所要額) 13,000百万円)

<対策のポイント>

飼料生産基盤に立脚した持続的な畜産経営の推進に向けて、国産飼料の生産・利用拡大を図るため、**飼料生産組織の人材確保・育成の取組、国産濃厚飼料の生産・利用の推進等**の取組を支援します。また、飼料の安定供給を図るため、**飼料穀物の備蓄や飼料流通の効率化の実証等**の取組を支援します。

<政策目標>

- 飼料自給率：25%→34% [平成30年度→令和12年度まで]
- 畜産農家への安定的な配合飼料の供給

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 国産飼料増産対策事業

1. 国産飼料増産対策事業

- ① 飼料生産組織の**人材確保・育成**
飼料生産組織のオペレーター確保に向けた**募集活動**や、**大型特殊免許**や必要な**技術資格の取得**、**人材育成のための研修**を支援します。
- ② 国産濃厚飼料生産の推進
子実用とうもろこし等の国内生産・利用を推進するための**生産技術実証・普及等**の取組を支援します。
- ③ 環境対策
温室効果ガス削減資材の効果や畜産物の品質への影響等のデータ収集・分析等の取組を推進します。



2. 飼料穀物備蓄・流通合理化事業

2. 飼料穀物備蓄・流通合理化事業

- ① 飼料穀物備蓄対策
不測の事態に備え、配合飼料製造業者等が事業継続計画（BCP）に基づき実施する**飼料穀物の備蓄**や、関係者間の**連携体制の強化**の取組を支援します。
- ② 飼料流通合理化対策
飼料流通の効率化・標準化に資する実証、新たな**国産粗飼料の広域流通体制**を構築する実証の取組を支援します。

- **飼料穀物の備蓄 (1/3以内)**
配合飼料製造業者等が実施する飼料穀物の備蓄の取組を支援
 - **配合飼料の緊急運搬 (1/2以内、定額)**
国内の災害時等に、配合飼料供給困難地域への緊急運搬を支援
 - **関係者間の連携のための環境整備 (定額)**
平時における関係者の連携体制の強化の取組を支援
-

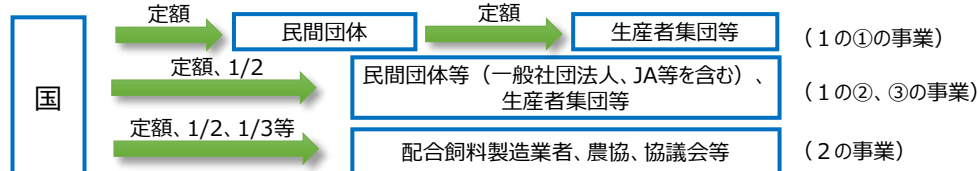
(令和5年度補正予算)

飼料自給率向上緊急対策

(所要額) 13,000百万円

耕畜連携の取組等による国産飼料の生産・利用の拡大を支援します。

<事業の流れ>



- **飼料輸送の効率化実証、国産粗飼料の広域流通実証 (定額、1/2以内)**
センサーやタンク蓋開閉装置等を用いた飼料の在庫・配送管理等の効率化実証等を支援
-

【お問い合わせ先】 (1の事業) 畜産局飼料課 (03-6744-7192)
 (2の事業) 飼料課 (03-3591-6745)

○ 飼料自給率向上緊急対策

【令和5年度補正予算額（所要額） 13,000百万円】

<対策のポイント>

飼料生産基盤に立脚した畜産経営の推進に向けて、**耕畜連携による国産飼料の供給・利用拡大、飼料生産組織の規模拡大、中山間地域における飼料増産活動、国産飼料の販売拡大・広域流通体制の構築等**の取組を支援します。また、家畜改良センターの種子生産設備の強化により、海外品種から**国内育成品種への転換を促進**するとともに、**畜産クラスター事業**において、**飼料増産に必要な施設整備や機械導入を支援する優先枠**を措置します。

<政策目標>

飼料自給率の向上（25% [平成30年度] → 34% [令和12年度まで]）

<事業の内容>

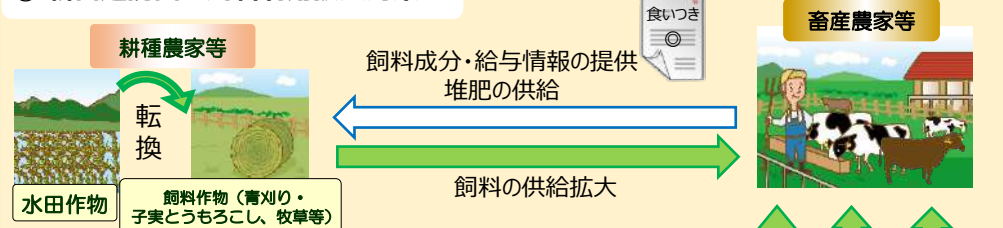
<事業イメージ>

1. 飼料自給率向上緊急対策事業等

6,000百万円

- 1 耕畜連携国産飼料利用拡大対策**
長期の契約に基づき、耕畜連携により供給が拡大する飼料について、畜産農家が耕種農家に飼料分析結果等の情報を提供する取組を支援します。
- 2 飼料生産組織の規模拡大等支援**
飼料生産組織の規模拡大に必要な機械導入や、畜産農家と長期契約を結び飼料生産組織が作業規模を拡大する取組を支援します。
- 3 飼料増産活性化対策**
中山間地域での飼料増産活動や草地改良技術の実証の取組を支援します。
- 4 国産飼料広域供給対策**
品質表示による国産飼料の販売拡大や広域流通体制の構築を支援します。
- 5 国産稲わら利用拡大実証・調査**
利便性の高い国産稲わら等を形成・流通するのに必要な実証・調査を支援します。
- 6 広域流通拠点の整備**
国産飼料の流通拠点の整備を支援します。
- 7 国産飼料用種子の供給能力強化**
家畜改良センターの種子生産施設を強化します。

① 耕畜連携国産飼料利用拡大対策



② 飼料生産組織の規模拡大等支援



⑥ 広域流通拠点の整備

①、②、④、⑤に係る国産飼料の流通拠点の整備



③ 飼料増産活性化対策



難防除雑草の繁茂しない生産性の高い草地 草地改良実証

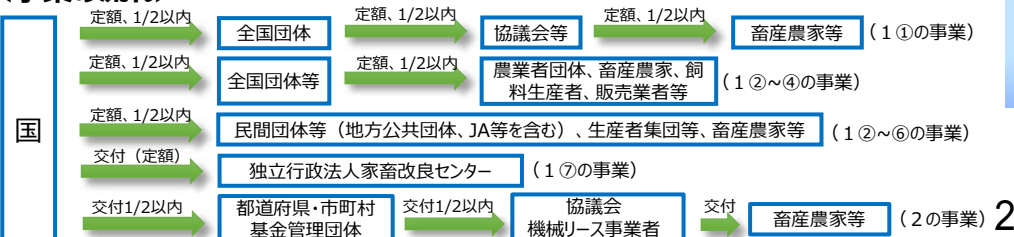
④ 国産飼料広域供給対策



⑤ 国産稲わら利用拡大実証・調査



<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 (1 ①~⑥の事業) 畜産局飼料課 (03-6744-7192)
 (1 ⑦の事業) 畜産振興課 (03-6744-2276)
 (2の事業) 企画課 (03-3501-1083)

○ 草地関連基盤整備<公共>

【令和6年度予算概算決定額 332,623 (332,303) 百万円の内数】

<対策のポイント>

草地に立脚した力強い畜産経営の展開を図るため、国産飼料の生産拡大や畜産主産地の形成に資する**基盤整備等を推進**します。

<事業目標>

- 飼料自給率の向上 (25% [平成30年度] →34% [令和12年度まで])
- 飼料作付面積の拡大 (89万ha [平成30年度] →117万ha [令和12年度まで])

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 大型機械化体系に対応した草地整備

大型機械による効率的な飼料生産を推進するため、**排水不良の改善や傾斜の緩和等の草地整備**を実施します。

〔【主な工種】 暗渠排水、起伏・勾配修正、草地の区画整理 等 〕

2. 泥炭地帯における草地の排水不良の改善

効率的な飼料生産基盤を形成するため、土壌の特殊性に起因する地盤の沈下による**草地の湛水被害等に対処する整備**を実施します。

〔【主な工種】 整地、暗渠排水、排水施設 等 〕

飼料生産の基盤整備

<整備前>



草地整備



<整備後>

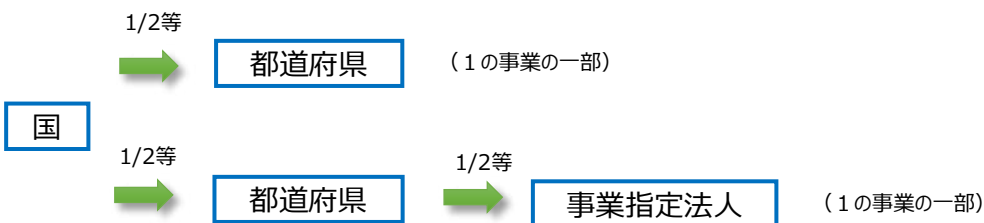


基盤整備による効果



飼料作物の収量増加 大型機械での効率的な収穫による生産コストの削減 酪農における生乳生産の省力化 飼料生産基盤の強化を通じた自給飼料の増加

<事業の流れ>



3 【お問い合わせ先】 (1の事業) 畜産局飼料課 (03-6744-2399) (2の事業) 農村振興局防災課 (03-3502-6430)

○ 畜産クラスターを後押しする草地整備の推進 <公共>

【令和5年度補正予算額 76,000百万円の内数】

<対策のポイント>

肉用牛・酪農の生産基盤強化のため畜産クラスター計画を策定した地域において、**飼料作物の単位面積当たりの収量の増加、生産コストの削減に資する草地の大区画化等のハード整備**を推進します。

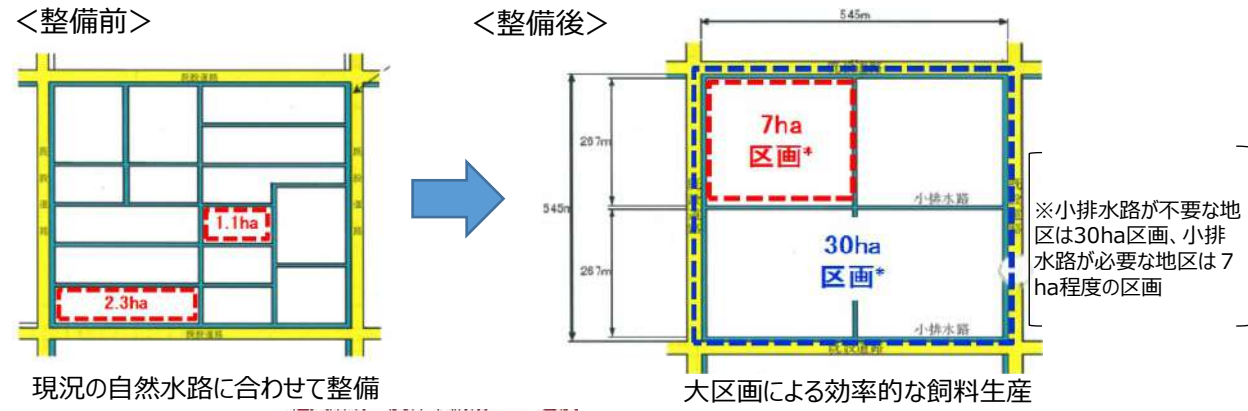
<事業目標>

飼料作物の単位面積当たりの収量の増加（25%以上）

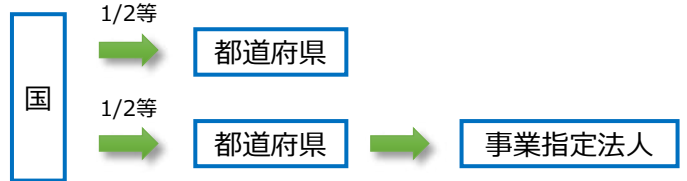
<事業の内容>

- 1. 大型機械化体系に対応した草地整備事業**
大型機械による効率的な飼料生産を一層推進するため、**草地・畑の一体的整備、草地の大区画化、排水不良の改善等**を推進します。
主な工種：区画整理、暗渠排水 等
- 2. 家畜ふん尿を活用した肥培かんがい施設の整備**
家畜ふん尿を発酵しスラリーとして有効活用するための**肥培かんがい施設等の整備**を推進します。
主な工種：肥培かんがい施設、排水施設 等
- 3. 泥炭地帯における草地の排水不良の改善**
土壌の特殊性に起因する地盤の沈下による**草地の湛水被害等に対処する整備**を推進します。
主な工種：整地、暗渠排水、排水施設 等

<事業イメージ>

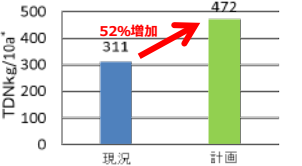


<事業の流れ>



※ 事業の一部は、直轄で実施（国費率2/3等）

飼料作物の単位面積当たり収量



※ 対策地区における計画値の平均値
* TDNとは、飼料作物中の可消化養分のことをいい、TDNkg/10a は栄養ベースの収量を指す

[お問い合わせ先]

- (1の事業) 畜産局飼料課 (03-6744-2399)
- 農村振興局農地資源課 (03-6744-2207)
- (2の事業) 水資源課 (03-3502-6244)
- (3の事業) 防災課 (03-3502-6430)

○ 省エネ技術の導入加速化対策

【令和5年度補正予算額（所要額）4,000百万円】

<対策のポイント>

エネルギー価格が高騰する中、食料安全保障の強化に向けた構造転換を進めるため、施設園芸や畜産・酪農経営体によるヒートポンプ等の導入を支援するほか、水産業における広域浜プラン等に基づく省エネ機器等の導入を支援します。

<政策目標>

農林水産分野におけるCO2排出量の削減（1,659万t-CO2 [2013年] → 1,484万t-CO2 [2030年まで]）等

<事業の内容>

1. 産地生産基盤パワーアップ事業

施設園芸エネルギー転換枠 (優先枠) 2,000百万円
施設園芸産地において、燃油依存の経営から脱却し省エネ化を図るために必要なヒートポンプ等の省エネ機器や循環扇等の内部設備のリース導入等を支援します。

2. 畜産クラスター事業

省エネ優先枠 (優先枠) 500百万円
畜産・酪農経営において、電気使用量等の削減に取り組む畜産クラスター協議会を優先採択し、省エネ機器の導入を支援します。

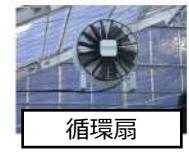
3. 水産業競争力強化緊急事業のうち

競争力強化型機器等導入緊急対策事業 1,500百万円
生産性の向上、省力・省コスト化に資する漁業用機器等の導入を支援します。

<事業イメージ>

省エネ技術の導入支援

施設園芸



エネルギー効率の高いヒートポンプと燃油暖房機のハイブリッド運転等により、省エネ型施設に転換

畜産・酪農



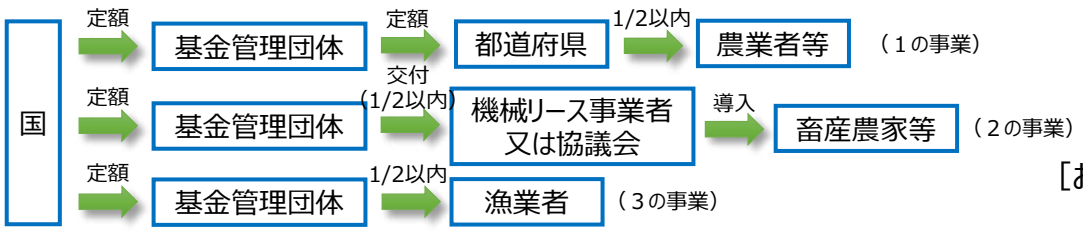
生乳の廃熱を活用したヒートポンプシステムや省エネ型換気装置等省エネ機器の導入を促進

水産



省エネ型エンジン等の導入を支援することにより、持続可能な収益性の高い操業体制に転換

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 (1の事業) 農産局園芸作物課 (03-3593-6496)
 (2の事業) 畜産局企画課 (03-3501-1083)
 (3の事業) 水産庁企画課 (03-6744-2341)

畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業等（畜産クラスター事業等）

【令和5年度補正予算額（所要額） 34,520百万円】

<対策のポイント>

畜産クラスター計画を策定した地域に対し、地域の収益性向上等に必要な施設整備や機械導入等に加え、経営資源を継承する取組を支援します。また、飼料増産優先枠及び省エネ優先枠を引き続き措置します。加えて、優良な繁殖雌牛への更新を加速化することで、肉用牛の生産基盤の強化を図ります。

<事業目標>

畜舎の整備や省力化機械の導入による飼養規模の拡大や飼養管理の改善を図るとともに、次のうちいずれかの目標を達成等

- 作業の外部化等による生産コストの削減（10%以上〔事業終了後5年以内まで〕）
- 販売額の増加（10%以上〔事業終了後5年以内まで〕）
- 所得の向上（10%以上〔事業終了後5年以内まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 畜産クラスター事業

（所要額）29,100百万円

① 施設整備事業

中心的な経営体に対し、収益力強化等に必要な施設整備等を支援します。

② 機械導入事業

中心的な経営体に対し、収益力強化等に必要な機械の導入を支援します。

③ 調査・実証・推進事業

収益力強化に向けた取組の効果実証に必要な調査・分析を支援します。また事業の効果を高めるため、地域の連携をコーディネートする人材の育成を支援します。

④ 畜産経営基盤継承支援事業

経営資源を地域の担い手に継承するため、必要な施設整備等を支援します。

2. 優良繁殖雌牛更新加速化事業

（所要額）5,420百万円

高齢の繁殖雌牛から、増体や肉質に優れた若い繁殖雌牛への牛群の転換を支援します。

畜産クラスター協議会

TMRセンター
コントラクター

ヘルパー組合

行政

畜産コンサルタント

普及センター

乳業・食肉センター
卸小売業

収益性
向上

畜産農家

JA

飼料メーカー
機械メーカー

収益性向上のための取組、中心的な経営体やその他の構成員の役割、連携の内容、収益性向上の目標等を定めた畜産クラスター計画を作成

【優先枠等】

中山間地域優先枠
輸出拡大優先枠
肉用牛・酪農重点化枠
飼料増産優先枠
省エネ優先枠

食料安全保障の強化を図るため、飼料増産に取り組む畜産クラスター協議会を優先的に採択。省エネ優先枠は引き続き措置。



飼料収穫機械等

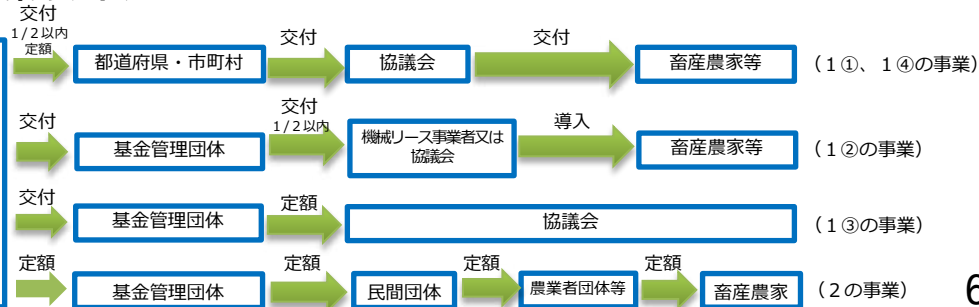
「優良繁殖雌牛更新加速化事業」の交付単価

	優良な繁殖雌牛	遺伝的多様性に配慮した優良な繁殖雌牛
奨励金	10万円/頭	15万円/頭



【お問い合わせ先】（1の事業）畜産局企画課（03-3501-1083）
（2の事業）畜産振興課（03-6744-2587）

<事業の流れ>



和牛肉需要拡大緊急対策事業

【令和5年度補正予算額 5,000百万円】

<対策のポイント>

物価高騰に伴う消費者の生活防衛意識の高まり等により、和牛肉の需要が軟調に推移していることから、緊急的かつ強力に和牛肉の需要を喚起し、需給状況を改善する必要があるため、食肉事業者等が行う新規需要開拓、和牛肉関連イベント等における消費拡大・消費者理解醸成、インバウンド消費の喚起の取組等を支援します。

<事業目標>

牛肉生産量：33万t [平成30年度] → 40万t [令和12年度まで]

<事業の内容>

1. 和牛肉の新規需要開拓に対する支援

和牛肉の販売拡大や販売方法の多様化を図るため、食肉事業者が行う和牛肉の新規需要開拓等の取組を支援します。

2. 和牛肉関連イベント等の機会を活用した消費拡大・理解醸成に対する支援

食肉事業者等が和牛肉関連イベント等において実施する、和牛肉の消費拡大や理解醸成の取組等を支援します。

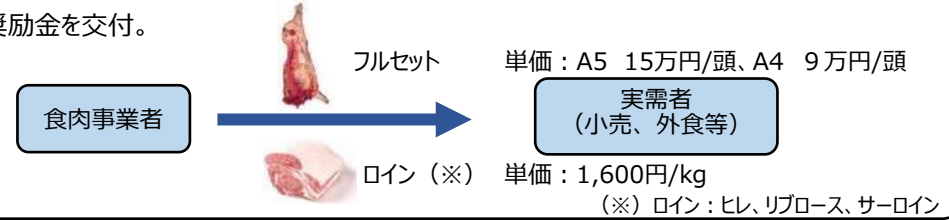
3. 和牛肉の輸出拡大にもつなげるインバウンド消費の喚起に対する支援

全国団体が旅行会社等と連携し、ホテル、外食店、バック旅行、体験型ツアー等において、訪日外国人を対象に和牛肉を提供する取組等を支援します。

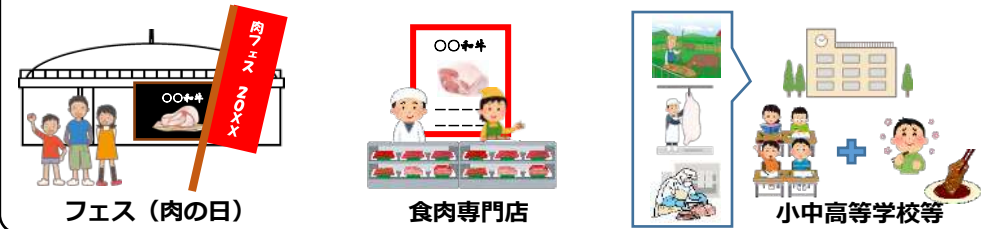
<事業イメージ>

1. 和牛肉の新規需要開拓に対する支援

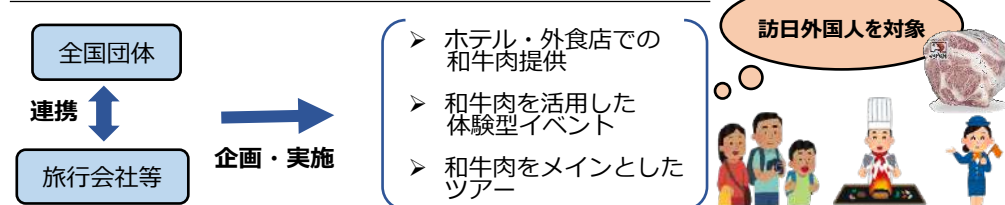
物価高騰により販売が伸び悩む和牛・高価格部位の需要開拓のための計画に基づく販売に奨励金を交付。



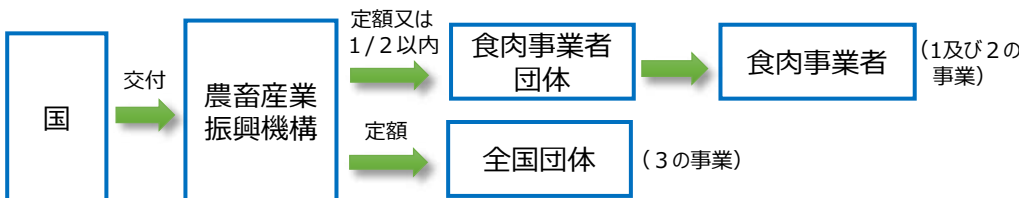
2. 和牛肉関連イベント等の機会を活用した消費拡大・理解醸成に対する支援



3. 輸出拡大にもつなげるインバウンド消費の喚起に対する支援



<事業の流れ>



国産チーズの競争力強化対策

【令和5年度補正予算額 6,100百万円】

<対策のポイント>

国産ナチュラルチーズ等の競争力強化を図るため、酪農家によるチーズ向け原料乳の高品質化・コスト低減、乳業メーカーのチーズ生産拡大、チーズ工房や中小乳業等による生産性向上と技術研修、国際コンテストへの参加等の品質向上・ブランド化、国産チーズの消費拡大に向けた取組等を支援します。

<政策目標>

国産生乳のチーズ向け需要量（40.3万t [令和元年度] → 49~55万t [令和12年度まで]）

<事業の内容>

1. 国産チーズ生産奨励事業

チーズの味や歩留まりに影響する原料乳について、酪農家が、実需者の求める高い品質を確保するため、飼養管理や乳質管理の高度化等に取り組む費用の一部を支援するとともに、特色あるチーズ生産や輸出の取組、国産チーズ向け生乳の販売拡大等の取組を支援します。

2. 国産チーズ生産拡大支援

国産チーズの需要創出等の計画を有する乳業メーカーのチーズ生産拡大を支援します。

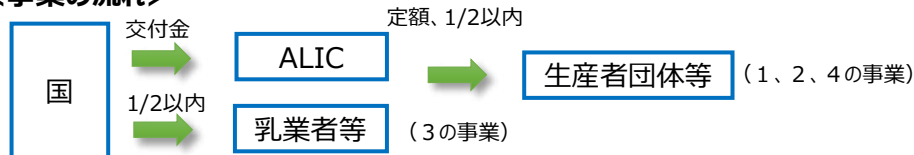
3. チーズ工房等の生産性向上支援

チーズ工房、中小乳業等のチーズを製造する事業者が取り組む、高品質なチーズや輸出向けチーズの製造に係る規模拡大や生産性向上に必要な施設整備を支援します。

4. 国産チーズの品質向上・ブランド化、消費拡大支援

国産チーズの国内技術研修会の開催や海外研修への参加、国内コンテスト開催、国際コンテストへの参加、地域の特色を活かしたチーズ生産拡大への取組等を支援します。また、国産チーズの消費拡大を図るため、チーズの普及活動の強化を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

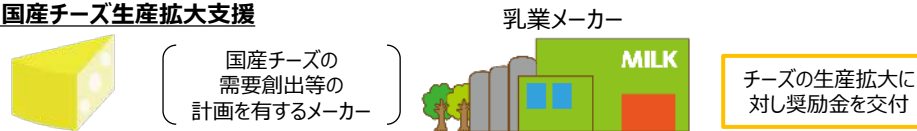
1. 国産チーズ生産奨励事業

更なる飼養管理の高度化や乳質管理に取り組み、品質を向上させるぞ！

乳質基準等を満たせば奨励金を交付

- 支援対象者：チーズ向け生乳の品質向上を図る生産者
- 乳質向上等に資する取組を実施した上で、要件となる乳質基準を満たした生乳に対して奨励金を交付
- 補助率：定額
- ① 基本となる取組：6円/生乳1kg
- ② 上乗せとなる取組：
 - i) 特色あるチーズ生産のための取組：+ 5円/生乳1kg
 - ii) 輸出に関する取組：+ 4円/生乳1kg
- ③ 国産チーズ向け生乳を販売拡大させた場合：20円/生乳1kg

2. 国産チーズ生産拡大支援



3. チーズ工房等の生産性向上支援

国内コンテストで入賞したが、より品質を高めたり、コスト削減をした。

生乳を購入しチーズを製造

酪農家がチーズを製造（6次産業化）

チーズ工房・中小乳業等

熟成庫の整備

より高品質なチーズを生産するための熟成庫を整備。規模拡大により生産コストも削減。国内販売の強化や輸出に取り組む。

- 事業実施主体：チーズを製造する又はしようとしている者
- 補助率：1/2以内
- 支援対象となる施設：チーズ製造に関する施設・機械（製造室、熟成庫、製品検査室、冷蔵室、チーズ製造に必要な設備等）

4. 国産チーズの品質向上・ブランド化、消費拡大支援

（国内研修会の開催）

（国内コンテストの開催）

（食文化普及イベント）

乳用牛長命連産性等向上緊急支援事業

【令和5年度補正予算額 5,000百万円】

<対策のポイント>

従来型の配合飼料多給による乳量偏重の乳用牛から、**長命連産性に重きを置いた強健な乳用牛へ、牛群構成の転換を図る**ことにより、乳牛育成・導入費、飼料費等のコストや環境負荷の低減に資する**持続的な酪農経営への移行を支援**します。

<事業目標>

○ 生乳生産量：728万t [平成30年度] →780万t [令和12年度まで]

<事業の内容>

<事業イメージ>

長命連産性の能力の高い乳用種雄牛の交配推進支援

長命連産性に重きを置いた牛群構成への転換を図るため、長命連産性の能力の高い乳用種雄牛の精液又は受精卵等を利用する取組に対し、奨励金を交付します。

対象	奨励金単価
長命連産性能力の高い種雄牛由来の精液等	6,000円/回
特に長命連産性能力の高い種雄牛由来の精液等	9,000円/回

※人工授精等を行う乳用牛1頭につき、対象精液等の利用は3回まで

長命連産性の能力の高い乳用種雄牛の交配推進

長命連産性の能力の高い乳用種雄牛の精液、受精卵等

飼養している乳用雌牛へ交配、移植

長命連産性に優れた乳用雌牛を生産



牛群の長命連産性が向上



搾乳可能年数の延長



1頭当たりの生涯の生乳生産量の増加



必要となる乳用後継牛の頭数の減少

持続的な酪農経営への移行の実現

・乳牛育成・導入費、飼料費等の経営コストの削減

・温室効果ガス排出量等の環境負荷の低減

<事業の流れ>



<対策のポイント>

生乳需給及び酪農経営の安定に向け、民間事業者が協調して行う**脱脂粉乳の在庫の低減を図るための取組**や、**国産脱脂粉乳を活用した新商品の開発等**に取り組む事業者に対する支援等を通じて、**国産乳製品等の需要確保**を図ります。

<事業目標>

- 生乳需給の改善に向けた環境整備
- 牛乳乳製品の消費量の増加 [令和12年度生乳換算1,302万t]

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 脱脂粉乳の在庫低減対策事業

在庫水準が高くなっている脱脂粉乳について、民間事業者が協調して行う、脱脂粉乳を飼料用として販売する取組を支援します。

1.の事業

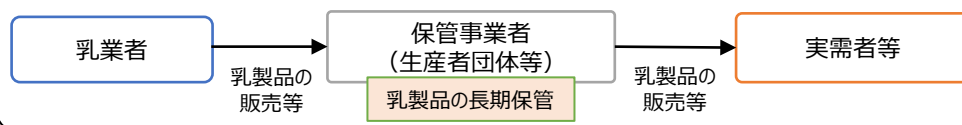


2. 乳製品長期保管特別対策事業

牛乳・乳製品の値上げに伴う消費減退による脱脂粉乳在庫の積み増し分について、生産者団体等が市場に影響を与えないように連携して行う計画的な販売に伴う保管に要する経費等を支援します。

2.の事業

乳製品の計画的な販売に伴う保管に要する経費等を支援



3. 国産乳製品等需要拡大事業

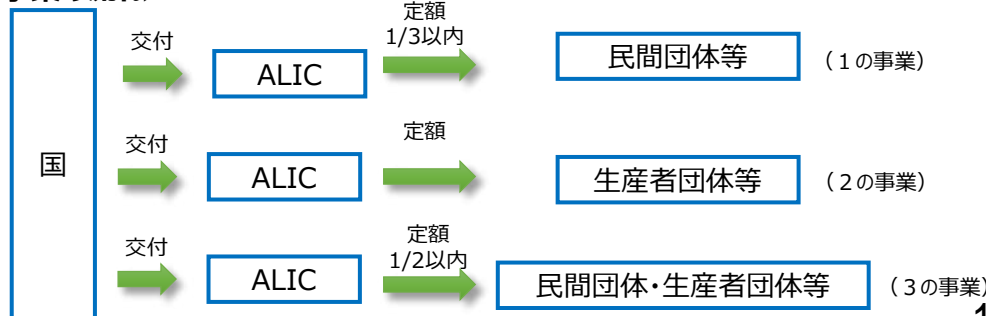
脱脂粉乳の在庫抑制を図るため、新商品の開発・製造・販売、需要拡大に向けたプロモーションや、流通販売形態の変更等の取組を支援します。

3.の事業

脱脂粉乳の在庫抑制を図るため、国産乳製品等の需要を拡大する取組を支援



<事業の流れ>



畜産生産力・生産体制強化対策事業

【令和6年度予算概算決定額 538（404）百万円】

<対策のポイント>

肉用牛・乳用牛・豚・鶏の改良を推進するとともに、肉用牛の肥育期間の短縮・出荷時期の早期化や繁殖肥育一貫経営生産、和牛の信頼確保のための遺伝子型の検査の支援により、畜産物の生産力及び生産体制の強化を図ります。

<事業目標> [平成30年度→令和12年度まで]

- 生乳生産量：728万t→780万t
- 牛肉生産量：33万t→40万t
- 豚肉生産量：90万t→92万t
- 鶏肉生産量：160万t→170万t
- 鶏卵生産量：263万t→264万t

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 家畜能力等向上強化推進

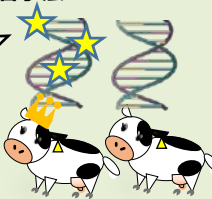
遺伝子解析技術等を活用した新たな評価手法や始原生殖細胞（PGCs）保存技術等により、生涯生産性の向上、遺伝的多様性を確保した家畜の系統・品種の活用促進、肉質・繁殖能力の改良の加速化等を推進する取組を支援します。

1. 家畜能力等の向上強化

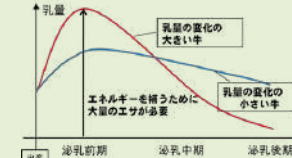
・遺伝子解析技術による評価手法

特定の能力と関連のある塩基配列をどれだけ多く含むか比較

高能力牛と推定



・生涯生産性の向上



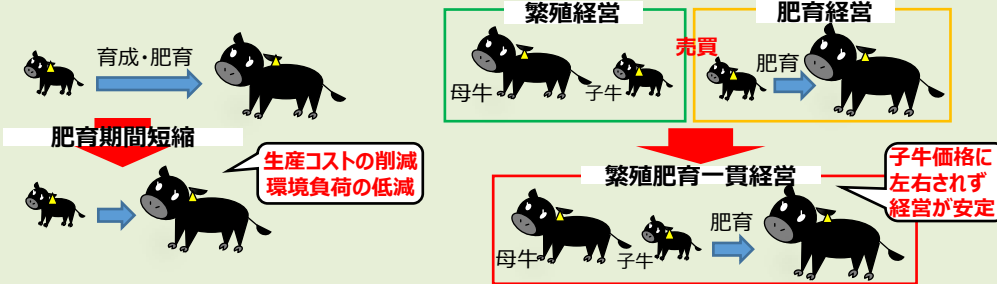
濃厚飼料の削減につながる乳量変動の小さい牛へ改良

2. 肥育期間の短縮・出荷時期の早期化等支援

肉用牛生産の繁殖基盤の強化を図るため、以下の取組等を支援します。

- ① 肉用牛の肥育期間の短縮・出荷時期の早期化を推進するための
 - ア 意欲ある生産者団体による先行地調査、実証等の取組
 - イ 早期出荷牛肉の認知度向上、理解醸成を図るための品質評価等の取組
- ② 肉用牛経営における繁殖肥育一貫生産体制を普及啓発する取組

2. 肥育期間の短縮・出荷時期の早期化等



3. 和牛の信頼確保対策

我が国の貴重な知的財産である和牛の血統に関する信頼を確保するため、遺伝子型の検査によるモニタリング調査を推進する取組を支援します。

3. 和子牛の遺伝子型の検査

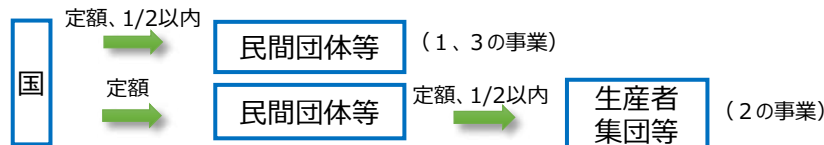
登記上の父は人気種雄牛

しかし、実の父は登記と異なる牛

・国産和牛の信頼低下
・購入者の利益の遺失

モニタリング調査を通じ、血統矛盾事案の発生を抑制

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 (2①イを除く事業) 畜産局畜産振興課 (03-6744-2587)

11 (2①イの事業) 畜産局食肉鶏卵課 (03-3502-5989)

ICTを活用した畜産経営体の生産性の向上対策

【令和6年度予算概算決定額 240（750）百万円】

（令和5年度補正予算額（所要額） 29,100百万円の内数）

<対策のポイント>

酪農・肉用牛経営の省力化に資するロボット・AI・IoT等の先端技術の導入や、それらの機器等により得られる生産情報等を畜産経営の改善のために集約し、活用するための体制整備等を支援します。

<事業目標> [平成30年度→令和12年度まで]

- 生乳生産量：728万t→780万t
- 牛肉生産量：33万t→40万t

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 畜産経営の生産性向上対策（畜産クラスター事業）

畜産経営の省力化により生産性向上を図るため、搾乳ロボット・発情発見装置等のICT関連機械を導入する取組を支援します。

1. 畜産経営の生産性向上

省力化により生産性向上につながる機械・装置（各種データ取得が可能）の導入を支援

発情発見



発情発見装置

分娩監視



分娩監視装置

飼養管理（搾乳、給餌等）



搾乳ロボット



ほ乳ロボット



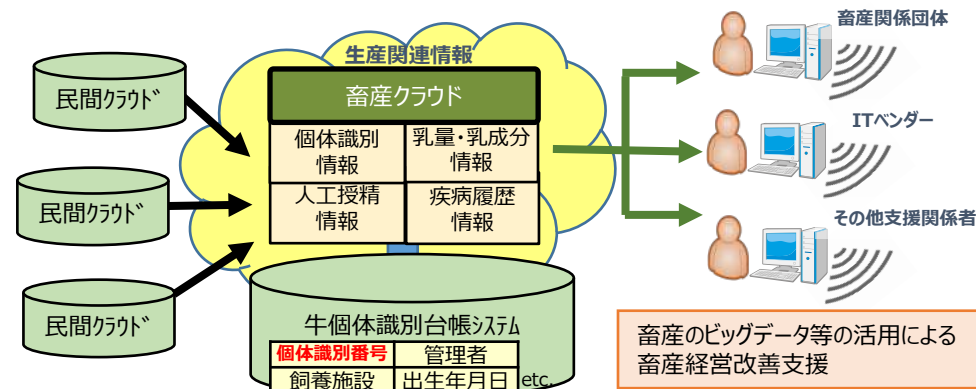
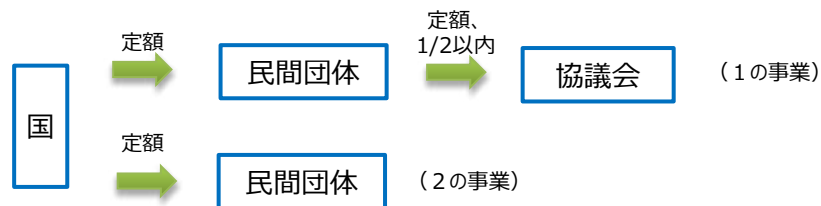
自動給餌機

2. 畜産データ活用体制整備（畜産経営体生産性向上対策）

畜産関係団体やITベンダー等が連携し、牛の個体識別番号と当該牛に関連する生産情報等を併せて集約し、活用する体制を整備する取組等を支援します。

2. 畜産のビッグデータ等の活用に向けた体制整備

<事業の流れ>



環境負荷軽減に向けた持続的生産支援対策

【令和6年度予算概算決定額 6,010 (6,329) 百万円】

<対策のポイント>

地球温暖化対策などによる持続可能な社会の実現に向け、畜産・酪農における温室効果ガス排出の削減と持続可能な畜産経営の確立を図るため、酪農・肉用牛経営が行う温室効果ガス削減の取組を支援します。

<事業目標>

酪農・畜産に起因する環境負荷の軽減（温室効果ガス削減量：25万t（CO2換算）〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

1. 環境負荷軽減型持続的生産支援（エコ畜事業）

飼料作物作付面積を確保しながら温室効果ガス排出削減に取り組んでいる酪農・肉用牛経営に対し、交付金を交付します。

① 対象者の要件

- ア. 温室効果ガス排出削減に取り組んでいること（右の取組を実施）
- イ. 飼料作付面積が北海道で40a/頭以上、都府県で10a/頭以上
（対象牛の月齢は、酪農、肉用牛の実態にあわせて設定）

② 交付金単価

- i の取組 **15,000円/ha以内**※
- ii の取組 **45,000円/ha以内**※
- iii の取組 **2,000円/頭以内**

- ※ i と ii の取組は、作付面積の拡大に伴う効率化を考慮し係数を乗じて交付
【係数】 200ha超400ha以下の部分：1ha×1.5
400ha超の部分：1ha×1.8
ii の取組においては、（特定）環境負荷低減事業活動実施計画の認定者を優先します。

交付金の申請額の合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。

<事業イメージ>

酪農

番号	取組内容
i	飼料生産等に係る温室効果ガス排出削減 <ul style="list-style-type: none"> ・ 以下の取組から2つを実施（同じ2つの取組の実施は最大3年間とし、以降継続する場合は1つの取組を未実施の取組に転換。1取組の最大実施期間は6年間。） <ol style="list-style-type: none"> 1) 放牧（飼料作付地等で放牧を実施） 2) 不耕起栽培（不耕起栽培による飼料生産） 3) 消化液の利用（バイオマス発電等から発生する消化液を利用した飼料の生産） 4) 化学肥料の削減（化学肥料を削減した飼料の生産） <p>注1）酪農のみ、時限的に農薬削減、スラリーの土中施用、国産副産物の利用、草地のピンポイント更新技術の活用の実施を認める（令和6年度まで）</p>
ii	有機飼料の生産 注2）iとの重複交付は不可
iii	牛からのメタンガス排出の削減 <ul style="list-style-type: none"> ・ 脂肪酸カルシウムの給与 <p>注3）1経営体当たり100頭を上限、1年限り</p>

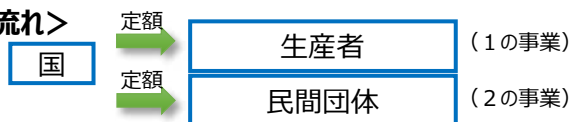
肉用牛

番号	取組内容
i	飼料生産等に係る温室効果ガス排出削減 <p>（上記iと共通。ただし放牧の期間は、肉用牛の放牧実態にあわせた要件を設定） 注4）1経営体当たり10haまでを対象</p>
ii	有機飼料の生産 注5）iとの重複交付は不可

2. 環境負荷軽減型持続的生産支援推進

1の事業の実施のための推進活動、要件確認、事業効果の測定等を支援します。

<事業の流れ>



畜産環境総合整備事業<公共>

【令和6年度予算概算決定額 76,999 (77,390) 百万円の内数】

<対策のポイント>

畜産環境問題の解決や畜産経営の合理化を促進するため、**家畜排せつ物処理施設の機能強化等**を支援します。

<事業目標>

- 全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加（8割）
[平成30年度→令和12年度まで]
- 生乳生産量：728万トン→780万トン ○ 牛肉生産量：33万トン→40万トン ○ 豚肉生産量：90万トン→92万トン
- 鶏肉生産量：160万トン→170万トン ○ 鶏卵生産量：263万トン→264万トン ○ 飼料自給率：25%→34%

<事業の内容>

農山漁村地域整備交付金（畜産環境総合整備事業）

畜産経営に起因する環境汚染の防止と畜産経営の合理化を促進するため、**家畜排せつ物処理施設の機能強化等**を支援します。

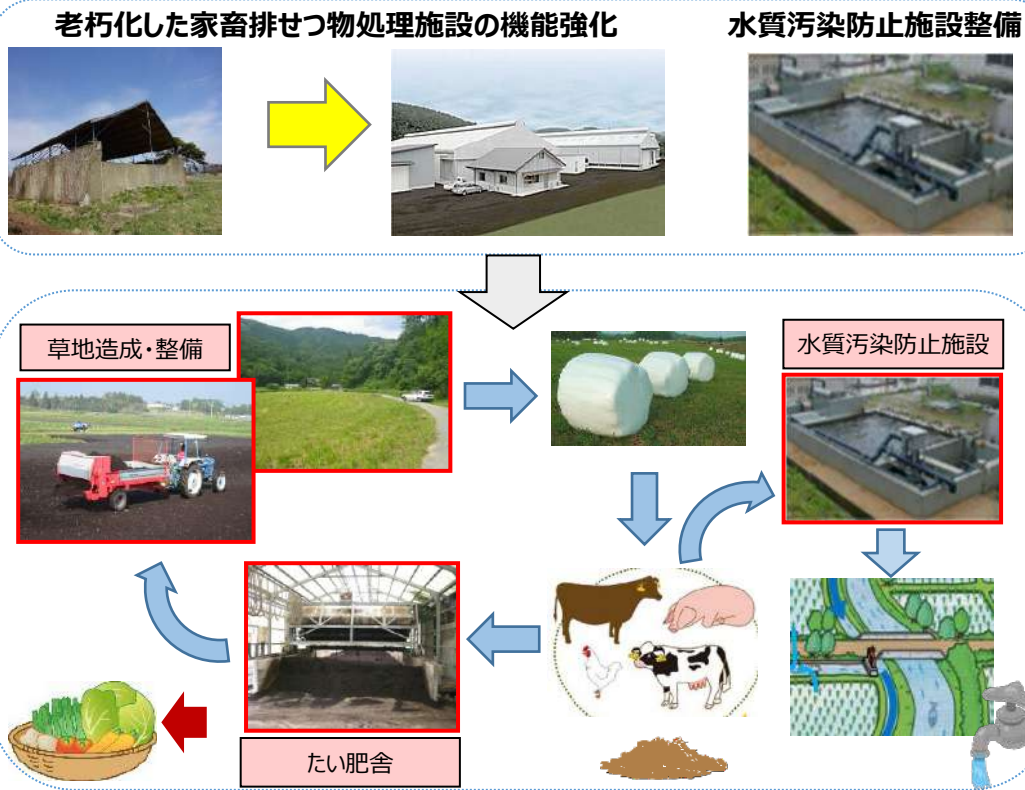
【主な事業内容】

草地、家畜排せつ物処理施設、水質汚染防止施設等の計画・整備
※対象とする施設は事業参加農家が共同利用するもの（市町村・農協所有を含む）

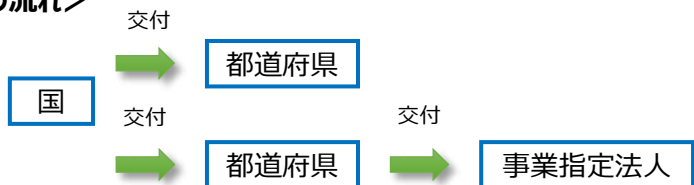
【主な実施要件】

- ①事業参加者数：3人以上
- ②受益面積：10ha以上
- ③家畜飼養頭羽数（肥育豚換算）：1,000頭以上

<事業イメージ>



<事業の流れ>



<対策のポイント>

畜産物の一層の輸出拡大を図るため、アニマルウェルフェア（AW）の水準を国際水準に引き上げ、AWに配慮した飼養管理の普及・定着化を推進するとともに、輸出先国で食品安全等の問題が検出された場合の全面輸入禁止を回避するための速やかな原因究明を可能とする体制を整備することし、生産工程管理のトレーサが条件となっている畜産GAPを普及拡大させる取組に支援します。

<政策目標>

AWに配慮した飼養管理の普及・定着化を通じた国産畜産物に対する評価の向上

<事業の内容>

1. アニマルウェルフェア配慮型飼養管理推進

AWに配慮した飼養管理の普及拡大を図るため、新たな国の飼養管理指針（畜産局長通知）の普及・定着を推進するため、生産者団体等によるAWに配慮した飼養管理の改善の検討等の取組を支援するとともに、民間団体による科学的知見の収集等に必要取組を支援します。

2. アニマルウェルフェア強化型畜産GAP認証取得推進

① 畜産GAP認証審査支援

畜産GAPの認証取得拡大を図るため、家畜防疫強化の観点等から審査体制を強化するため審査員の増員等に必要取組を支援します。

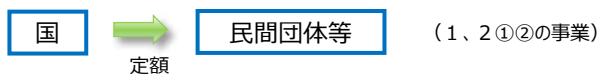
② 畜産GAP認証拡大支援

国内の実需者等に対するGAP畜産物のニーズ調査、認知度向上のための検討会、我が国の畜産物の輸出拡大のため、相手国が求めるAWの認証の準備を進めるための調査・検討等に必要取組を支援します。

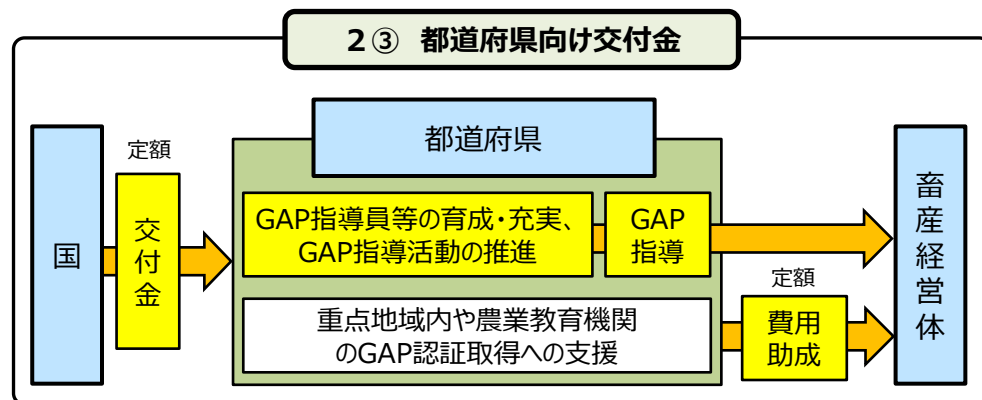
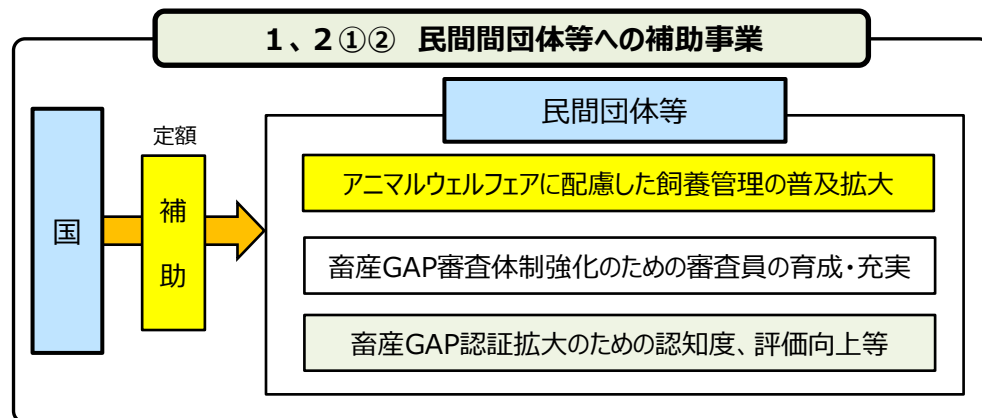
③ 畜産GAP拡大推進加速化交付金

地域の実情に応じて畜産GAPの取組や認証取得が加速的に進展するよう、指導員の育成から指導員による経営体の指導及び重点地域や農業教育機関の畜産GAP認証取得など都道府県の取組に対し、交付金により機動的に支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



○ 東日本大震災からの復興対策

農畜産物放射性物質影響緩和対策事業（畜産関係）【令和6年度予算概算決定額 65（96）百万円の内数】

<対策のポイント>

岩手県、宮城県及び栃木県における原発事故からの農業生産の復興に向け、安全な農畜産物を生産できる環境の確保等を図るための取組を支援します。

<事業目標>

安全な農畜産物の生産のため、放射性物質の影響を抑え持続的に営農活動を行うこと。

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 放射性物質の吸収抑制対策

農地に蓄積した放射性物質の農畜産物への移行低減を目的とした、**加里質肥料の施用、低吸収品目・品種等への転換に必要な取組、農地の反転・深耕等**の取組を支援します。

2. 放射性物質汚染牧草等の処理

保管されている放射性物質に汚染された牧草、稲わら等の処理を推進するため、**処理に向けた検討会等の開催、放射性セシウム濃度の再測定、適正保管の維持**の取組を支援します。

【放射性物質の吸収抑制対策】

農地に蓄積した放射性物質の農畜産物への移行の低減を目的として行う農畜産物の吸収抑制対策

- ①加里質肥料の施用
- ②放射性セシウム低吸収品目・品種等への転換に必要な取組
- ③表層に分布する放射性物質を含む土壌を下層の放射性物質を含まない土壌と反転・深耕することにより農畜産物への放射性物質の移行の低減を図る取組
- ④上記の①～③の取組の事前に行う土壌診断や取組後の効果検証を行うための土壌・農畜産物の分析及び吸収抑制対策を実施しない比較ほ場の設置による取組の効果検証

【放射性物質汚染牧草等の処理】

指定廃棄物以外の保管されている放射性物質に汚染された牧草、稲わら等の処理を推進

- ①保管汚染牧草等の処理に向けた検討会等の開催
- ②保管汚染牧草等の放射性セシウム濃度の再測定
- ③保管汚染牧草等の適正保管の維持

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】（1の事業）畜産局飼料課（03-6744-2399）
 （2の事業のうち牧草・稲わら）畜産局飼料課（03-6744-2399）
 （2の事業のうち牛ふん堆肥）畜産局畜産振興課（03-6744-7189）

家畜・食肉等の流通体制の強化

【令和6年度予算概算決定額 2,415 (2,266) 百万円】
（令和5年度補正予算額 7,100百万円）

<対策のポイント>

食肉等流通構造の高度化及び輸出拡大を図るため、食肉処理施設の再編合理化や機能高度化、家畜取引の高度化に必要な取組や整備等を支援します。

<政策目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円 [2025年まで]、5兆円 [2030年まで]）

<事業の内容>

1. 食肉の流通体制の強化

①食肉流通再編合理化推進事業 3 (3) 百万円

畜産農家・食肉処理施設・食肉流通事業者の3者で組織するコンソーシアムによる、食肉の流通構造の高度化及び輸出拡大を図るためのコンソーシアム計画の策定等を支援します。

②食肉流通再編合理化施設整備事業 2,200 (1,970) 百万円

コンソーシアム計画に位置付けられた、食肉処理施設の再編に必要な施設整備、機械導入等を支援します。

③輸出食肉処理施設機能高度化事業 150 (-) 百万円

輸出食肉処理施設における、多様化・細分化する輸出ニーズに対応するための高度な加工処理施設・設備や省力化施設・設備等の整備を支援します。

④食肉需給構造分析調査委託事業 7 (8) 百万円

輸出拡大等を見据え、将来的な国内外の食肉需給構造の調査等を実施します。

2. 家畜の流通体制の強化

家畜取引スマート化推進支援事業 55 (55) 百万円

家畜市場における取引をスマート化（遠隔せりシステム等）することで、利用者の増加・利便性向上や市場運営の省力化等を図り、家畜市場を活性化する取組を支援します。

<事業の流れ>



これらの取組を通じて、食肉・鶏卵・家畜の流通構造の高度化と食肉の輸出拡大を図る。

食肉流通構造高度化・輸出拡大事業

【令和6年度予算概算決定額 2,203 (1,973) 百万円】

<対策のポイント>

食肉流通構造の高度化及び輸出拡大を図るため、畜産農家・食肉処理施設・食肉流通事業者の3者で組織するコンソーシアムによる食肉処理施設の再編整備等を支援します。

<政策目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円 [2025年まで]、5兆円 [2030年まで]）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 食肉流通再編合理化推進事業

3 (3) 百万円

畜産農家・食肉処理施設・食肉流通事業者の3者でコンソーシアムを組織し、食肉処理施設の再編のための施設整備、家畜の安定的な集出荷、食肉の消費者ニーズの反映等により、国産食肉の生産・流通体制の強化及び輸出拡大を図るためのコンソーシアム計画の策定やその実現に向けた取組を支援します。

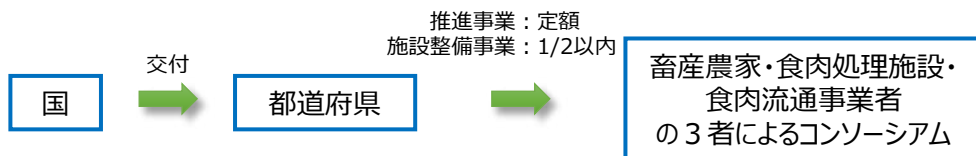
※ コンソーシアム計画：安定的出荷・処理・販売計画、輸出拡大計画、消費者ニーズを反映する生産体制推進計画等を含む、国産食肉の生産・流通体制を高度化するための計画。

2. 食肉流通再編合理化施設整備事業

2,200 (1,970) 百万円

コンソーシアム計画に基づき実施する食肉処理施設の再編合理化に必要な施設整備、機械導入等を支援します。

<事業の流れ>



食肉流通構造の高度化・輸出の拡大

輸出食肉処理施設機能高度化事業

【令和6年度予算概算決定額 150（-）百万円】

<対策のポイント>

輸出に取り組む食肉処理施設等における処理機能の強化を図り、輸出機会を最大限取り込める体制を構築するため、①高度な加工処理に対応した施設・設備の整備、②労働力不足を補完する省力化施設・設備の整備、③国内向けカット機能を外部施設に移転する等の取組を支援します。

<政策目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 高度な加工処理に対応した施設・設備の整備支援

多様化・細分化するニーズに対応するため、輸出に取り組む食肉処理施設等における、小割肉やスライス肉等の高度な加工処理に対応した施設・設備等の整備を支援します。

<1の支援>



小割加工

スライス加工

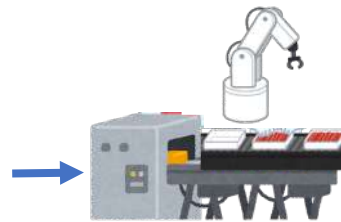


多様なニーズへの対応

2. 省力化施設・設備の整備支援

労働力不足を補完し、高度な食肉処理機能の強化を図るため、輸出に取り組む食肉処理施設における省力化施設・設備の整備を支援します。

<2の支援>



省力化（自動化）機械を導入

人手を補完しオーダーに対応

3. 国内向けカット機能の外部移転の取組支援

輸出向け仕向量を増加させるため、輸出に取り組む食肉処理施設における、国内向け部分肉・小割加工を行う機能を外部施設等に移転する等の取組を支援します。

<3の支援>



輸出向け加工を増加

労働力の多い消費地で国内向けを加工

国内向け生産能力の一部を分離



消費地における国内向けカットセンターの整備

食肉処理機能の強化と輸出拡大

<事業の流れ>



○ 家畜取引スマート化推進支援事業

【令和6年度予算概算決定額 55（55）百万円】

<対策のポイント>

家畜市場における取引をスマート化することで、現地と遠隔でのハイブリッドによるせりを実現する等、**利用者の増加・利便性向上や市場運営の省力化**を図り、円滑な家畜流通を確保し、**家畜市場を活性化**する取組を支援します。

<事業目標>

- 家畜市場の活性化を通じた生産基盤の強化
- 市場利用者数の増加（5%以上 [事業実施後の翌年度まで]）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 家畜取引ネットワーク構築支援事業

家畜市場の通信環境を整備し、家畜市場同士をネットワーク化すること等により、遠隔地の家畜市場のせりに参加できる体制を構築する取組を支援します。

例：遠隔せりシステム、ライブ配信システム 等

2. 家畜取引電子化推進事業

紙でのやり取りが主体となっている家畜市場の取引伝票や取引情報等を電子交付可能とし、利用者の利便性の向上と家畜取引の効率化を図る取組を支援します。

例：電子帳票システム 等

<事業の流れ>



○ 家畜取引ネットワーク構築支援事業

家畜市場のネットワーク化



食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業

【令和5年度補正予算額 7,100百万円】

<対策のポイント>

畜産物の輸出拡大を図るため、畜産農家・食肉処理施設・食肉流通事業者で組織するコンソーシアムが取り組む食肉処理施設の再編等を支援するとともに、輸出対応型畜産物処理加工施設の整備を支援します。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 食肉流通構造高度化・輸出拡大事業

① 食肉流通構造高度化・輸出拡大推進事業

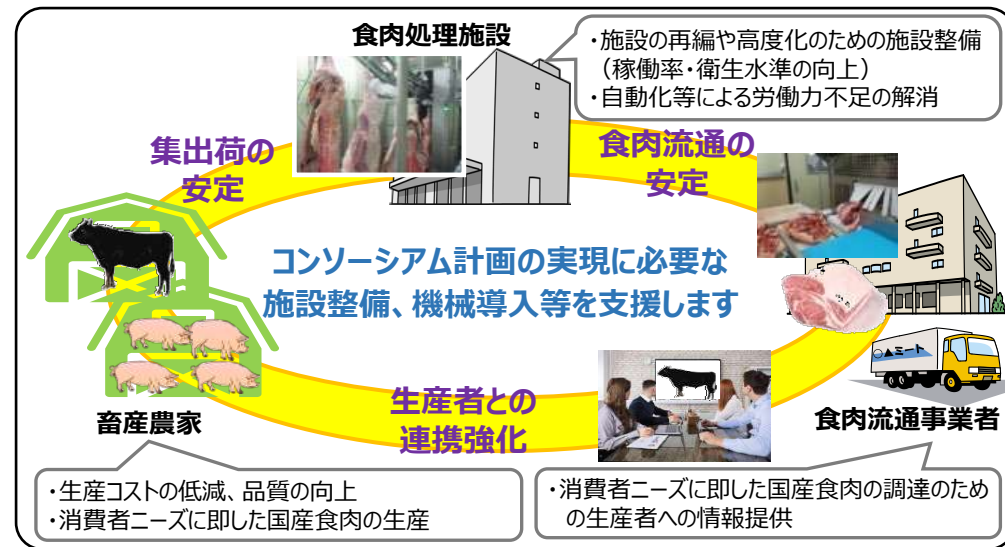
畜産農家・食肉処理施設・食肉流通事業者でコンソーシアムを組織し、国産食肉の生産・流通体制の強化及び輸出拡大を図るためのコンソーシアム計画の策定やその実現に向けた取組を支援します。

② 食肉処理施設の整備

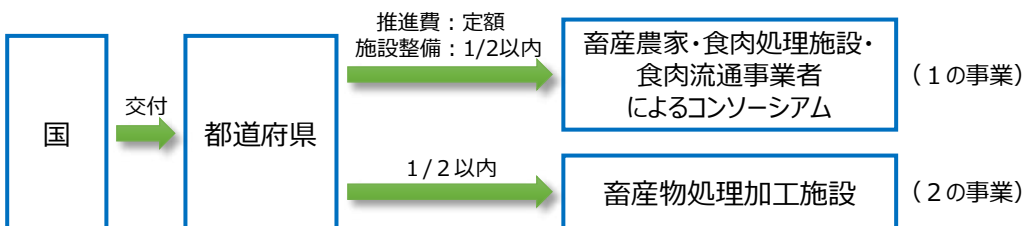
コンソーシアム計画に位置付けられた、食肉処理施設の再編等に必要な施設整備、機械導入等を支援します。

2. 輸出対応型畜産物処理加工施設整備事業

畜産物の輸出拡大を図るために必要となる畜産物処理加工施設の整備を支援します。



<事業の流れ>



輸出対応型畜産物処理加工施設の整備を支援します

米国、EU等は高い衛生水準 (HACCP対応) を要求



【お問い合わせ先】 畜産局食肉鶏卵課 (03-3502-5989)

牛乳乳製品課 (03-3502-5987)

食肉等の流通合理化に向けた施設整備への支援

【令和6年度予算概算決定額 12,052 (12,052) 百万円の内数】

<対策のポイント>

国産畜産物の安定供給や畜産物の産地育成を図るため、**家畜及び食肉等の流通の合理化・効率化に向けた流通処理施設の整備を支援**します。

<政策目標>

「食料・農業・農村基本計画」において設定された、需要に応じた生産努力目標の達成

- 牛肉生産量 (33万トン [平成30年度] → 40万トン [令和12年度まで])
- 豚肉生産量 (90万トン [平成30年度] → 92万トン [令和12年度まで])
- 鶏肉生産量 (160万トン [平成30年度] → 170万トン [令和12年度まで])
- 鶏卵生産量 (263万トン [平成30年度] → 264万トン [令和12年度まで])

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 食肉等の流通合理化に向けた施設整備への支援

安全で高品質な**国産食肉等の供給体制を構築**するため、**流通・処理コストの低減や製品の高付加価値化等に必要**な**食肉等流通処理施設（産地食肉センター、食鳥・鶏卵処理施設、家畜市場）**の整備を支援します。

補助率:都道府県への交付率は定額
 事業実施主体への交付率は事業費の1/3以内等
 (衛生管理施設、ハラル対応施設、動物福祉対応施設等は1/2以内)
 上限額:20億円

産地収益力強化

○産地食肉センター、食鳥処理施設、鶏卵処理施設及び家畜市場における処理の効率化等のための施設等の整備を支援します。

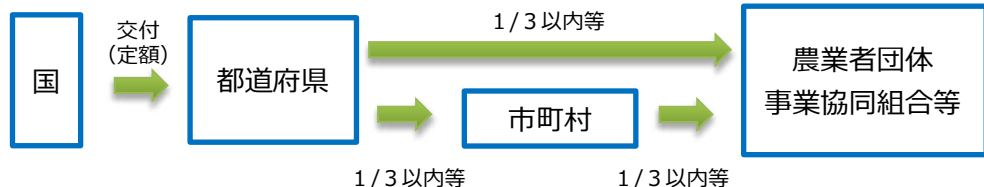
注：産地食肉センターと家畜市場については、都道府県の流通合理化計画に基づく整備計画の作成及び都道府県知事の承認が必要です。

産地合理化の促進

○食鳥処理施設、鶏卵処理施設及び家畜市場の再編合理化に向けた施設等の整備を支援します。

注：再編合理化計画等の作成が必要です。

<事業の流れ>



産地食肉センター

食鳥処理施設

鶏卵処理施設

家畜市場

○ 乳業等の再編・合理化に向けた取組への支援【令和6年度予算概算決定額 12,052（12,052）百万円の内数】

<対策のポイント>

国産畜産物の安定供給や畜産物の産地における収益力向上を図るため、**生乳や牛乳・乳製品の流通の合理化・効率化等**に向けた取組を支援します。

<政策目標>

生乳の生産量（728万トン〔平成30年度〕→780万トン〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 効率的乳業施設整備

乳業の製造販売コストの低減や衛生水準の高度化を図るため、**乳業工場の新増設・廃棄等を支援**します。

2. 集送乳合理化推進整備

集送乳の合理化による生乳流通コストの低減を図るため、**既存の貯乳施設の廃棄を伴う大型貯乳施設の新増設を支援**します。

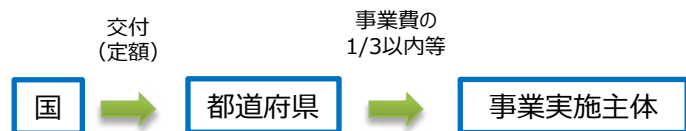
3. 需給調整拠点施設整備

広域流通する生乳に対応した適切な需給調整を図るため、**余剰生乳処理等機能を有する拠点施設を支援**します。

事業実施主体：農業者団体、事業協同組合、協議会等

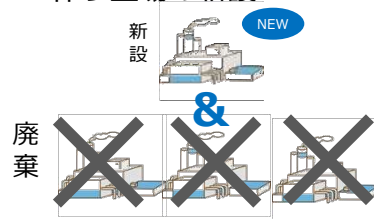
補助率：1/2、1/3、1/4、1/5以内

<事業の流れ>

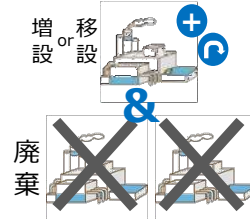


1の事業に応募できるケース

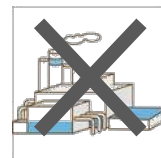
3以上の工場の廃棄に伴う工場の新設



2以上の工場の廃棄に伴う工場の新増設・移設



新増設等を伴わない単独での工場の廃棄



2の事業に応募できるケース

2以上の既存の貯乳施設の廃棄に伴う大型貯乳施設の新設



1以上の既存の貯乳施設の廃棄に伴う大型貯乳施設の新増設



3の事業に応募できるケース

複数の都道府県で生産された生乳*にかかる特定乳製品（バター、脱脂粉乳等）の製造施設等の新増設

*北海道、沖縄はこの限りでない。



緊急時鶏卵安定供給対策

【令和5年度補正予算額 2,200百万円】

<対策のポイント>

鳥インフルエンザ発生等の緊急時の鶏卵不足に対応するため、長期間保存可能な粉卵の製造施設の整備等の取組を支援し、鶏卵のサプライチェーンの強靭化を図ります。

<政策目標>

「食料・農業・農村基本計画」において設定された、需要に応じた生産努力目標（264万t [令和12年度まで]）の達成

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. コンソーシアムの推進

1百万円

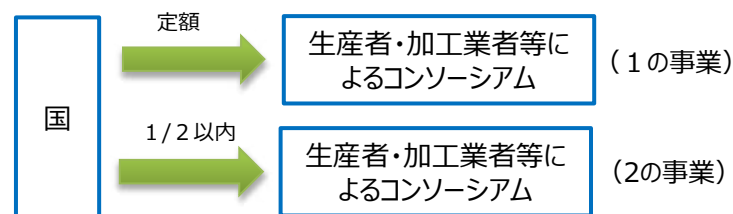
鶏卵生産者及び鶏卵加工業者等でコンソーシアムを組織し、鶏卵の一時的な供給不足という緊急事態に対して、サプライチェーンの強靭化を図るため、鶏卵の長期的な安定取引などを含むコンソーシアム計画の策定やその実現に向けた取組を支援します。

2. 施設の整備

2,199百万円

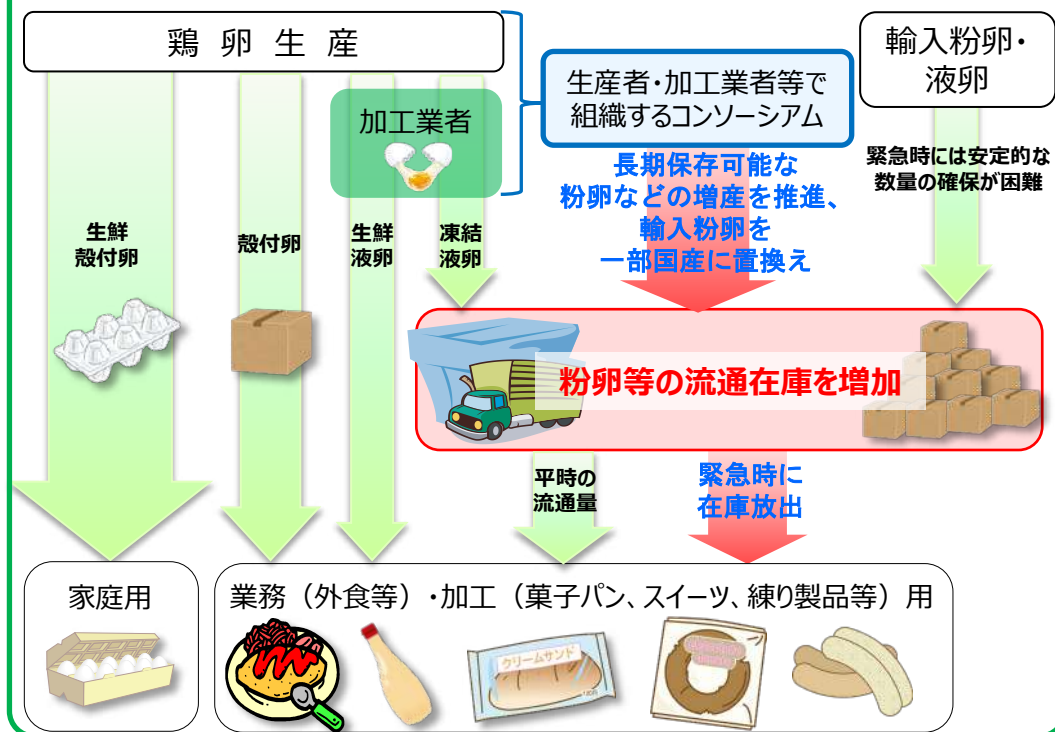
コンソーシアム計画に位置付けられた、サプライチェーンの強靭化に必要な粉卵製造施設等の整備を支援します。

<事業の流れ>



緊急時に強い供給体制

- 緊急時に鶏卵の供給が不足すると、生食での利用を前提としない業務・加工向け鶏卵の供給が大きく制限される傾向がある。
- このため、長期保存が可能な粉卵等の流通量を平常時から増加させるとともに、ほぼ輸入に頼っている粉卵の一部を国産粉卵に置き換えておくことが必要。



<対策のポイント>

安全で品質の高い国産牛乳を学校給食用に安定的かつ効率的に供給すること等により、生乳需要の維持・拡大を図ります。

<政策目標>

- 牛乳乳製品の消費量の増加 [令和12年度生乳換算1,302万トン]
- 牛乳乳製品の輸出環境の整備 (720億円 [令和12年まで])

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 学校給食用牛乳供給推進 550 (550) 百万円

- ① 学校給食用牛乳の安定的・効率的な供給等を推進するため、**学校給食用牛乳供給推進会議を開催し、事業実施計画の策定、配送の効率化に向けた取組、必要な調査等の実施を支援**します。
- ② 遠隔地、離島など**供給条件が不利な地域での学校給食用牛乳の利用を支援**します。
- ③ **小中学校等の学校給食への新規の牛乳供給を支援**します。

1. 学校給食用牛乳供給推進



学校給食用牛乳供給円滑化推進

- 実施計画の策定
- 関係者の理解醸成活動
- 配送効率化に向けた取組 (隔日配送等) 等の実施を支援



学校給食用牛乳安定需要確保対策

遠隔地、離島など供給条件が不利な地域 (地域振興8法に基づく指定地域) を対象に輸送費等のかかりまし経費の一部を支援



学校給食用牛乳新規利用推進

学校給食への新規の牛乳供給に奨励金を交付 (初年度限り)

2. 乳製品国際規格策定活動支援 10 (10) 百万円

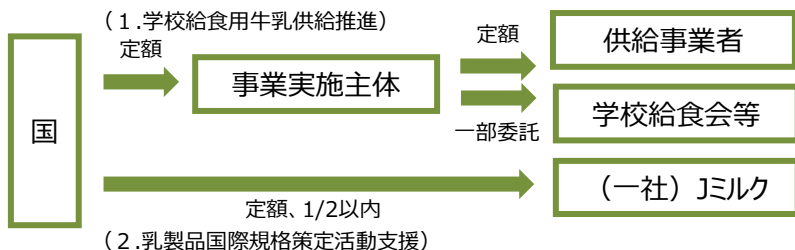
- 生乳需給の安定を図るとともに、乳製品の需要拡大を図るため、**乳製品国際規格に我が国の意見を反映させるための活動を支援**します。

2. 乳製品国際規格策定活動支援



乳製品国際規格に我が国の意見を反映させるための活動 (我が国意見の取りまとめ、国際会合の出席等) を支援

<事業の流れ>



<対策のポイント>

農畜産物の流通に必須となる加工施設について、再編合理化を通じてコスト削減を図る取組、機能の高度化等によりニーズの高い加工品への転換を図る取組等を支援します。

<事業目標>

- 製糖・精製糖工場等の工場稼働率の向上（10%以上 [令和9年度まで]）
- ばれいしょでん粉工場等の工場稼働率の向上（10%以上 [令和9年度まで]）
- 製粉工場等の製造コストの削減（5%以上 [令和9年度まで]）
- 乳製品生産量の増加（10%以上 [令和9年度まで]）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 農産物の競争力強化

① 製糖・精製糖工場等の再編合理化

コスト削減を図るために工場の再編合理化に取り組む製糖・精製糖企業等が実施する工場の廃棄や製造施設の高度化等を支援します。

② ばれいしょでん粉工場等の再編合理化

コスト削減を図るために工場の再編合理化に取り組むばれいしょでん粉製造企業等が実施する製造施設の体質強化等を支援します。

③ 製粉工場等の再編合理化

国内産小麦・大麦の効率的な加工体制の構築に取り組む製粉企業等が実施する施設の再編合理化を支援します。

2. 畜産物の競争力強化

乳業工場の機能強化

ハード系チーズ、脱脂粉乳等を製造する乳業者が実施する、国内での需要が見込まれる品目（ソフト系チーズ、生クリーム、脱脂濃縮乳等）への製造ラインの転換を支援します。

支援の対象となる取組

- ① 再編合理化を通じた、効率的な加工体制の整備
(施設整備に要する経費、既存施設の廃棄に要する経費等)
- ② 需要が見込まれる製品への転換など、ニーズに応じた加工品の生産に必要な施設の整備
(施設整備に要する経費、既存施設の廃棄に要する経費等)

支援対象者

- ① 再編合理化の取組
製糖・精製糖企業、ばれいしょでん粉製造企業、製粉企業等
- ② 製造ラインの高度化等の取組
製糖・精製糖企業、ばれいしょでん粉製造企業、製粉企業、乳業者等



製糖工場



でん粉工場



製粉施設



乳業工場

<事業の流れ>



製糖・精製糖企業
ばれいしょでん粉企業
製粉企業
乳業者 等

【お問い合わせ先】 (1 ①、②の事業) 農産局地域作物課 (03-6744-2116)
(1 ③の事業) 貿易業務課 (03-6744-1257)
(2の事業) 畜産局牛乳乳製品課 (03-6744-2128)

養蜂等振興強化推進

【令和6年度予算概算決定額 219（204）百万円】

<対策のポイント>

養蜂振興のため、**蜜源植物の確保**や**植栽状況の実態把握**、**蜂群配置調整の適正化**や**ダニの防除手法を中心とした飼養衛生管理技術の普及**に向けた取組を支援します。また、**花粉交配用昆虫の安定確保**を図るため、**園芸産地と養蜂家の連携**や**在来種マルハナバチの利用拡大**、**健全な蜂群の供給**に向けた**技術導入**の取組を支援します。

<事業目標>

- 蜜源植物の植栽面積拡大や適正な蜂群配置調整、ダニ被害低減による蜂群数増加（21万5千群〔令和元年度〕→30万群〔令和11年度まで〕）
- セイヨウオオマルハナバチから在来種マルハナバチへの転換の加速化

<事業の内容>

1. 蜂群配置調整適正化支援

- ① 蜂群配置調整の適正化に向けた環境整備のため、**蜂群の位置情報**や**蜜源植物の植栽状況の実態把握**、**樹木を中心とした蜜源植物の植栽・管理**などの取組を支援します。
- ② **適正な蜂群配置調整**の参考となる優良事例の調査・分析、蜜源植物の位置や植物の種別、蜂群の位置情報をはじめとする**関連データを蓄積・活用するための検討会の開催**や**地図データの作成**を支援します。

2. 花粉交配用昆虫の安定確保支援

- ① 園芸産地において、花粉交配用蜜蜂を養蜂家と連携して安定的に確保する**協力プランの作成**や**蜜蜂の適切な管理技術**、**他の花粉交配用昆虫による代替技術の実証**等を支援します。また、特定外来生物であるセイヨウオオマルハナバチから**在来種マルハナバチへの転換実証**を支援します。
- ② 養蜂家による**花粉交配用蜜蜂群の供給体制を強化**するための蜂群の低温管理技術の導入や冬期間の管理技術の実証などの取組を支援します。

3. 飼養衛生管理技術向上支援

ダニの防除手法を中心とした飼養衛生管理、**酸化エチレンに代わる養蜂箱の効率的な消毒方法**や**蜜蜂への負荷の少ない輸送方法**の検討、蜜蜂の飼養管理の高度化・省力化のための技術の普及などの取組を支援します。

<事業イメージ>

養蜂等を取り巻く課題

- 蜜源植物の植栽面積が減少傾向で推移する中、蜜蜂の飼養戸数は趣味養蜂の普及もあって増加しており、一部では飼養者間での蜂群配置に関するトラブルも発生。
- 農業や熊による被害を避けるよう蜂群の飼養場所に変更の必要が生じて、十分な蜜源を確保することが困難。
- 都道府県による適正な蜂群配置調整を求める声が高まる中、県等が蜜源植物の植栽の状況や蜂群の配置に関する詳細な情報を把握できる仕組みの整備が必要。
- 近年の天候不順等により花粉交配用蜜蜂の供給が不安定な傾向にあることから、園芸産地と養蜂家の連携等による花粉交配用蜜蜂の安定確保が必要。
- 施設トマト等の花粉交配に利用されているセイヨウオオマルハナバチは平成18年に特定外来生物に指定されており、平成29年には「セイヨウオオマルハナバチの代替種の利用方針」を定めており、在来種マルハナバチへの転換加速化が急務。
- ダニ被害軽減のため、ダニ駆除剤の適正使用等、飼養衛生管理の高度化が必要。
- 腐そ病対策として養蜂箱の消毒に利用していた酸化エチレンが、大気汚染防止法において排出抑制対象となったため、代替の消毒方法の検討が必要。
- 養蜂家の高齢化や人手不足などが進展する中で、省力化のための技術普及が必要。

養蜂等振興強化推進事業の実施による課題の解決

事業実施により目指す姿

- 蜂群配置調整の適正化による蜜源の有効利用
- 養蜂家の所得増加と地域の活性化
- 花粉交配用昆虫の安定確保による施設園芸の体制強化
- 蜜蜂の飼養衛生管理技術の向上等による養蜂経営の安定

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】（1、2②、3の事業）畜産局畜産振興課（03-3591-3656）
（2①の事業）農産局園芸作物課（03-3593-6496）

<対策のポイント>

化学肥料原料のほとんどを海外に依存している肥料について、過度な輸入依存を低減していくため、関係事業者間の連携による国内資源の肥料利用の拡大に向けた取組や新たな技術の開発・実証を支援します。

<政策目標>

肥料の使用量（リンベース）に占める国内資源の利用割合を拡大（40% [令和12年度まで]）

<事業の全体像>

関係事業者間の連携づくり 連携案件の形成・定着

【国内肥料資源利用拡大対策事業】

- 堆肥等の高品質化、ペレット化など国内資源を活用した肥料の供給・利用拡大に必要な施設整備等を支援
- ほ場での効果検証の取組、機械導入等を支援
- 関係事業者間のマッチング等の取組を支援 等

肥料利用者が 使いやすい 肥料の実用化・ 利用拡大

新たな技術の開発・実証

【ペレット堆肥の広域流通促進モデル実証】

- 国内資源を有効活用し、肥料利用の拡大に資する技術の開発・実証の取組を支援

〔 輸入肥料の代替としての効果が期待できる豚ふん・鶏ふんを用いたペレット堆肥の高品質化等 〕

高品質な堆肥



ペレット肥料



有機入り配合肥料



肥料の国産化の推進による過度な輸入依存の低減

国内肥料資源利用拡大対策事業

【令和5年度補正予算額 5,600百万円】

<対策のポイント>

肥料の国産化に向けて、畜産業由来の堆肥や下水汚泥資源などの国内資源の肥料利用を推進するため、**肥料の原料供給事業者、肥料製造事業者、肥料利用者の連携づくりや施設整備等を支援**します。

<事業目標>

肥料の使用量（リンベース）に占める国内資源の利用割合を拡大（40% [令和12年度まで]）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 施設整備等への支援

堆肥等の高品質化・ペレット化など、広域流通等に必要な施設整備等への支援を行います。

2. 国内資源の肥料利用拡大の取組への支援等

ほ場での効果実証の取組や機械導入、関係事業者間のマッチングや現地指導等への支援などを行います。

3. 国内資源の肥料利用拡大に向けた調査

国内資源の肥料利用の効率化に必要な全国の土壌養分等の状況や家畜排せつ物の管理方法の実態等を調査します。

原料供給事業者、肥料製造事業者、肥料利用者 との間で連携計画を作成した者へ支援



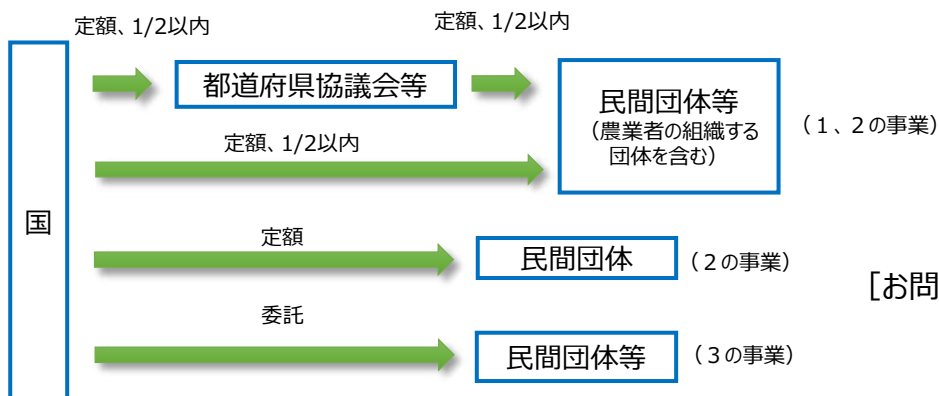
肥料利用者が使いやすい肥料の実用化・利用拡大

〔高品質な堆肥〕 〔ペレット肥料〕 〔有機入り配合肥料〕



家畜排せつ物
管理方法調査物
地力調査

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】

(1、2の事業)	農産局	技術普及課	(03-6744-2182)
(2、3の事業)		農業環境対策課	(03-3593-6495)
(1、2、3の事業)	畜産局	畜産振興課	(03-6744-7189)

畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業

【令和5年度補正予算額 1,798百万円】

<対策のポイント>

2030年の農林水産物・食品輸出目標5兆円の達成に向け、**畜産農家等・食肉処理施設等・輸出事業者が連携し、生産から輸出まで一貫して輸出促進を図る体制（コンソーシアム）の取組を更に加速化するため、コンソーシアムの設立、コンソーシアムが実施する商談、プロモーション、輸出先国の求めに応えるための取組に加え、新たなコンソーシアムの育成等を支援します。**

<政策目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円 [2025年まで]、5兆円 [2030年まで]）

<事業の内容>

1. コンソーシアムの設立・運営支援事業

産地の畜産農家等、食肉処理施設等、輸出事業者が連携して輸出促進活動に取り組む**コンソーシアムの設立、コンソーシアムが実施する商談、産地の特色を活かしたプロモーション等の取組を支援します。**

2. 輸出先国の基準に対応するためのコンソーシアムの取組等支援事業

米国・EU等から求められるアニマルウェルフェア対応のための生産農場や食肉処理施設における**牛への頭絡装着の普及・定着及び米国等向けの食肉処理施設における血斑発生低減等に向けた取組や設備の改良、導入を支援します。**

3. 新たなコンソーシアムの育成支援事業

輸出戦略上のターゲット国・地域への輸出を計画する産地が、本格的な輸出に先駆けて行う、**コンソーシアムの設立や具体的な商流の構築等に向けたマーケット調査や試験輸出等の取組を支援します。**

4. 市場ニーズに対応するためのコンソーシアムの取組支援事業

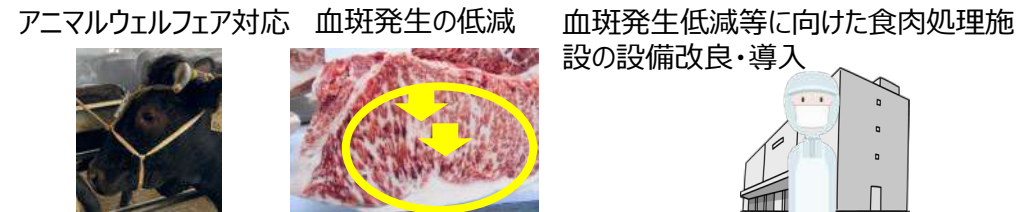
輸出先国やマーケットの求める条件下での**畜産物の品質保持・流通方法に係る試験・実証の取組を支援します。**

<事業イメージ>

1. コンソーシアムの設立・運営



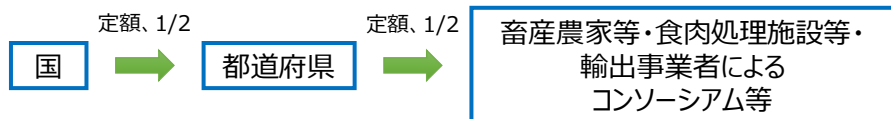
2. 輸出先国の基準に対応するためのコンソーシアムの取組



3. 新たなコンソーシアムの育成



<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 畜産局食肉鶏卵課 (03-3502-5989)
牛乳乳製品課 (03-3502-5987)

○ 2030年輸出5兆円目標の実現に向けた農林水産物・食品の輸出促進のうち
食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業等

<対策のポイント>
 食品製造事業者等が行う輸出先国等の規制・条件（食品衛生、ハラール・コーシャ等）に対応した**施設の新設及び改修、機器の整備**を支援します。

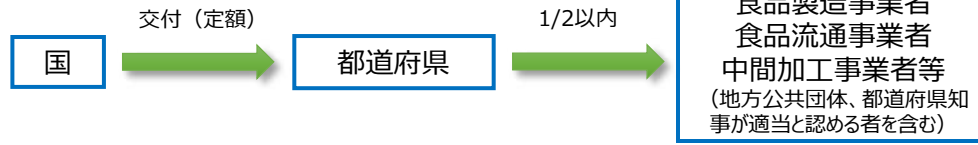
<事業目標>
 農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

<事業の内容>

1. 食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業 152（152）百万円

- ① 加工食品等の輸出拡大に向け、輸出先国等の求める基準・条件等の規制に対応するため、**製造・加工、流通等の施設の新設（掛かり増し経費）及び改修、機器の整備に係る経費**を支援します。
 - ア 輸出先国等の政府機関が定める、HACCP等の要件に適合する施設の認定取得に必要な施設・設備
 - イ ISO、FSSC、JFS-C、有機JAS等の認証取得に必要な施設・設備
 - ウ 検疫や添加物等の規制に対応した製品の製造に必要な施設・設備
- ② 施設整備と一体的に行い、その効果を高めるために必要な**コンサルティング費用等の経費**（効果促進事業）を支援します。

<事業の流れ>



〔1年目には施設や機器の実施設計（効果促進事業を含む）のみを行い、2年目にこれらの整備を行う方法も選択できるように運用を改善します。また、みどりの食料システム法に基づく認定を受けた取組等については、事業採択時に優遇します。〕

（関連事業）

食肉流通構造高度化・輸出拡大総合対策事業のうち食肉流通再編合理化施設整備事業等 2,353（1,973）百万円

- ① 畜産農家・食肉処理施設・食肉流通事業者の3者で組織する**コンソーシアム**による**食肉の流通構造の高度化・輸出拡大を図るための計画策定等**を支援します。
- ② **食肉処理施設の再編に必要な施設整備、機械導入等**を支援します。
- ③ 輸出食肉処理施設における、**多様化・細分化する輸出ニーズに対応するための高度な加工施設・設備や省力化施設・設備等の整備**を支援します。

<事業イメージ>



施設の衛生管理の強化に対応する排水溝、床、壁等の改修



厳密な温度管理に対応する急速冷凍庫等の導入



空気を經由した汚染を防止する設備（パーティション）の導入



製造ラインにおいて添加物混入を回避する輸出専用ミキサーの導入

家畜遠隔流通体制転換実証事業

【令和5年度補正予算額 150百万円】

<対策のポイント>

- 肉用子牛や乳用初妊牛などの**生体家畜**は日本国内で**長距離・広域流通**されており、その移動の大部分を**トラックによる陸送**に依存せざるを得ない状況であり、“**トラック物流2024年問題**”（自動車運送業の時間外労働時間規制等）への対応は、我が国の畜産業の持続性を左右する喫緊の課題となっています。
- 家畜の移出入を行う**産地や生体家畜の輸送業者等が一体**となり、当該問題に対応するための**流通体制の転換を目指す実証的取組**を後押し、その横展開を通じて将来に渡り持続的な家畜流通体制を確立します。

<政策目標>

円滑な家畜の流通により畜産生産基盤を確保することで、生産努力目標（牛肉57万t、生乳780万t等）の達成に寄与

<事業の内容>

1. 海上・鉄道輸送の活用の実証

150百万円

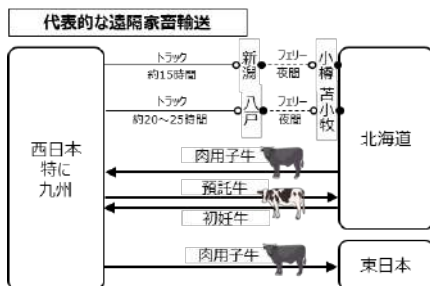
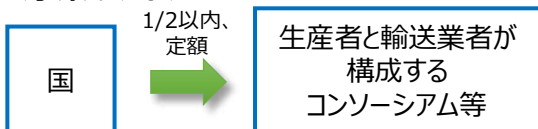
陸上輸送と海上輸送または鉄道輸送の組合せにより流通体制の転換を図る実証的取組を支援します。

2. 陸路でのリレー輸送の実証

135百万円

家畜中継拠点の整備や家畜専用トレーラー（荷台）の導入によるリレー輸送等の実証的取組を支援します。

<事業の流れ>



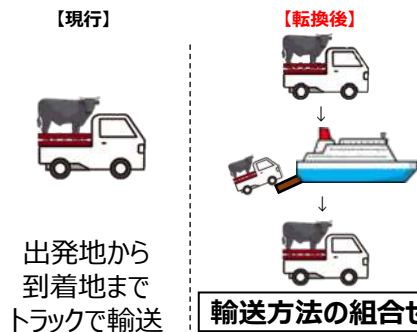
<事業イメージ>

特に**家畜の遠隔輸送**においては、**物流逼迫**や**備車リードタイムの長期化**などの影響が懸念
トラック物流2024問題
生体家畜特有の課題

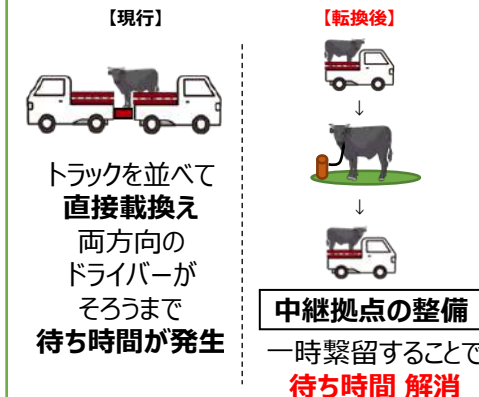
2024年度から、
トラックドライバーの
時間外労働や拘束時間の
上限規制等が強化

- ・家畜輸送に慣れたドライバーである必要
- ・夏期は家畜への**給水**も必要
- ・長距離の**フェリー輸送**に向かない（高温に伴う死亡・瑕疵リスク）
- ・荷台の**洗浄・衛生管理**が必要 等

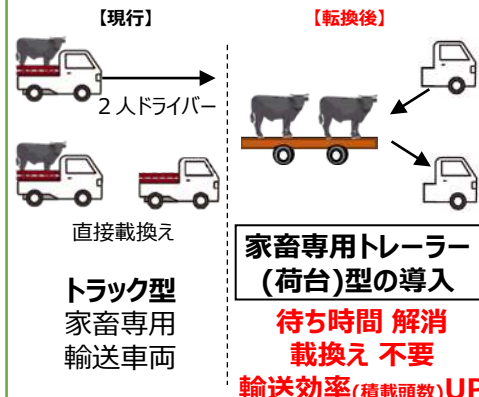
体制転換イメージ①



体制転換イメージ②



体制転換イメージ③



畜産・酪農経営安定対策

【令和6年度予算概算決定額（所要額） 229,626（226,514）百万円】

<対策のポイント>

畜種ごとの特性に応じて、畜産・酪農経営の安定を支援することにより、意欲ある生産者が経営を継続し、その発展に取り組める環境を整備します。

<政策目標>

- 生乳生産量の増加（728万トン〔平成30年度〕→780万トン〔令和12年度まで〕）
- 牛肉生産量の増加（33万トン〔平成30年度〕→40万トン〔令和12年度まで〕）等

<事業の全体像>

- 酪農、肉用牛繁殖、肉用牛肥育、養豚及び採卵養鶏の各経営安定対策については、畜種ごとの特性に応じた対策を実施しています。

酪農経営対策

加工原料乳生産者補給金等 所要額 37,748（37,470）百万円

加工原料乳（脱脂粉乳・バター等向け、チーズ向け及び生クリーム等の液状乳製品向けの生乳）を対象に、独立行政法人農畜産業振興機構（A L I C）を通じて対象事業者に対し、関連対策であるバター・脱脂粉乳需給不均衡及び生乳流通改善緊急事業（1,600百万円）と合わせて補給金等を交付します。

事業実施主体 （独）農畜産業振興機構

加工原料乳生産者経営安定対策事業 所要額 5,948（3,114）百万円

加工原料乳（脱脂粉乳・バター等向け、チーズ向け及び生クリーム等の液状乳製品向けの生乳）の取引価格が補填基準価格（全国の直近3年間の平均取引価格）を下回った場合に、生産者に補填金（差額の8割）を交付します。

事業実施主体 （独）農畜産業振興機構

養豚経営対策

肉豚経営安定交付金（豚マルキン）所要額 16,804（16,804）百万円

標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付します（交付金のうち4分の1に相当する額は、生産者の積立てによる積立金から支出します。）。

事業実施主体 （独）農畜産業振興機構

肉用牛繁殖・肥育経営対策

肉用子牛生産者補給金

優良和子牛生産推進緊急支援事業 所要額 66,227（66,227）百万円

- ・肉用子牛の全国平均価格が保証基準価格を下回った場合、生産者補給金を交付します。
- ・市場で取引される和子牛のブロック別平均価格が発動基準を下回った場合、飼養管理向上のための取組を実施する生産者に、発動基準に応じた奨励金を交付します。

事業実施主体 （独）農畜産業振興機構、都道府県域を範囲とする指定協会

肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）所要額 97,726（97,726）百万円

標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付します（交付金のうち4分の1に相当する額は、生産者の積立てによる積立金から支出します。）。

事業実施主体 （独）農畜産業振興機構（ただし、積立金の管理は農林水産大臣が指定した者）

採卵養鶏経営対策

鶏卵生産者経営安定対策事業 所要額 5,174（5,174）百万円

鶏卵価格が補填基準価格を下回った場合に差額の9割を補填するとともに、安定基準価格を下回った場合に鶏舎を長期に空けて需給改善を図る取組を支援します。併せて、鶏卵の需給見通しの作成等を支援します。

事業実施主体 （一社）日本養鶏協会

酪農経営安定対策

【令和6年度予算概算決定額（所要額） 43,696(40,584)百万円】

<対策のポイント>

加工原料乳（脱脂粉乳・バター等向け、チーズ向け及び生クリーム等の液状乳製品向けの生乳）について生産者補給金を交付するとともに、指定事業者に対し集送乳調整金を交付します。また加工原料乳の取引価格が低落した場合の補填を行います。

<政策目標>

生乳の生産量の増加（728万t [平成30年度] →780万t [令和12年度まで]）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 加工原料乳を対象とする生産者補給金等の交付

（所要額） 37,748(37,470)百万円

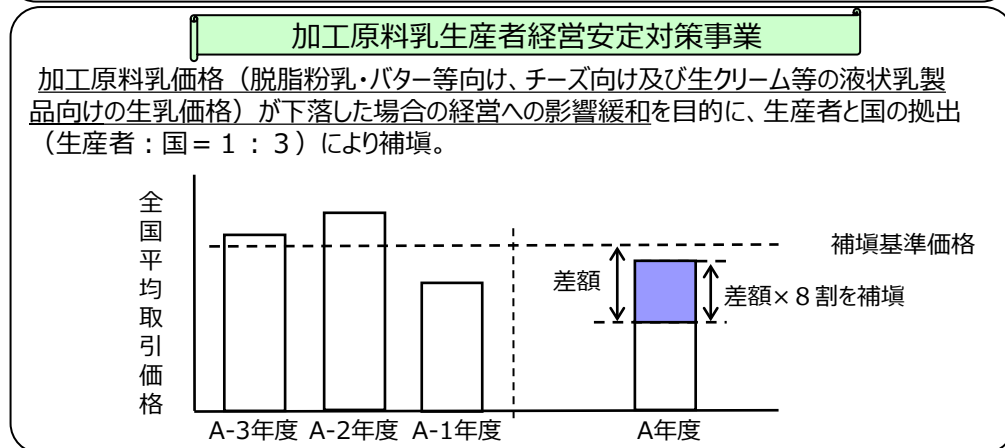
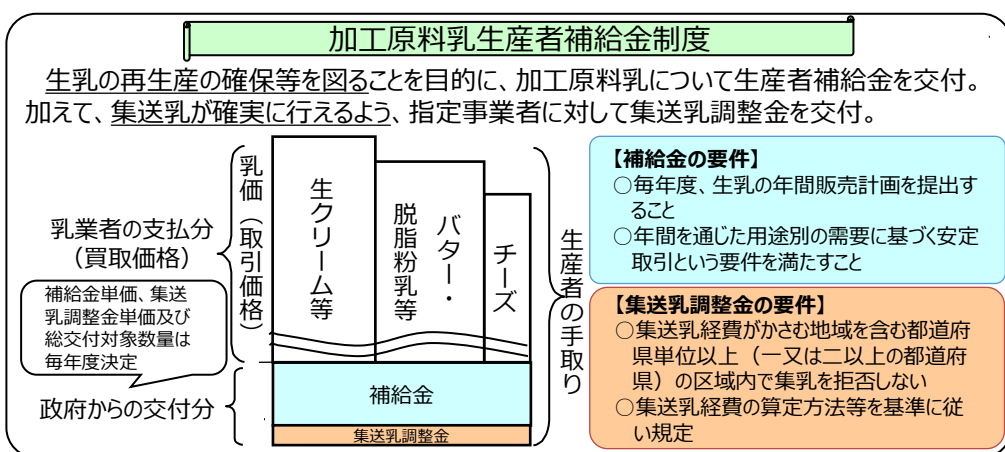
畜産経営の安定に関する法律に基づき、生乳の再生産の確保と全国の酪農経営の安定を図るため、関連対策であるバター・脱脂粉乳需給不均衡及び生乳流通改善緊急事業（1,600百万円）と合わせて加工原料乳について生産者補給金等を交付します。

2. 加工原料乳の取引価格が低落した場合の補填

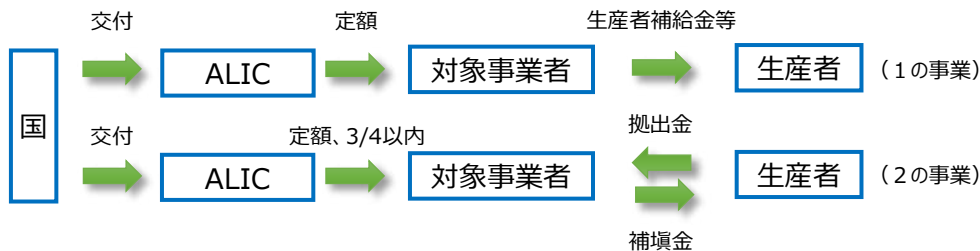
（所要額） 5,948(3,114)百万円

加工原料乳生産者経営安定対策事業の継続

加工原料乳の取引価格が補填基準価格（過去3年間の取引価格の平均）を下回った場合に、生産者に補填金（低落分の8割）を交付する事業を引き続き実施します。



<事業の流れ>



生産者：国 = 1：3

○ 肉用牛繁殖・肥育の経営安定対策

【令和6年度予算概算決定額（所要額）163,953（163,953）百万円】

<対策のポイント>

肉用牛繁殖・肥育の経営の安定を支援することにより、意欲ある生産者が経営を継続し、その発展に取り組める環境を整備します。

（TPP11協定等の発効を踏まえて、肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）については補填率の引上げを実施し、肉用子牛生産者補給金制度については保証基準価格を現在の経営の実情に即したものに見直しました。（平成30年12月））

<政策目標>

牛肉の生産量の増加（33万t〔平成30年度〕→40万t〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 肉用牛繁殖経営安定のための支援（所要額）66,227（66,227）百万円

①肉用子牛生産者補給金

肉用子牛の全国平均価格が保証基準価格を下回った場合、生産者補給金を交付します。

②優良和子牛生産推進緊急支援事業

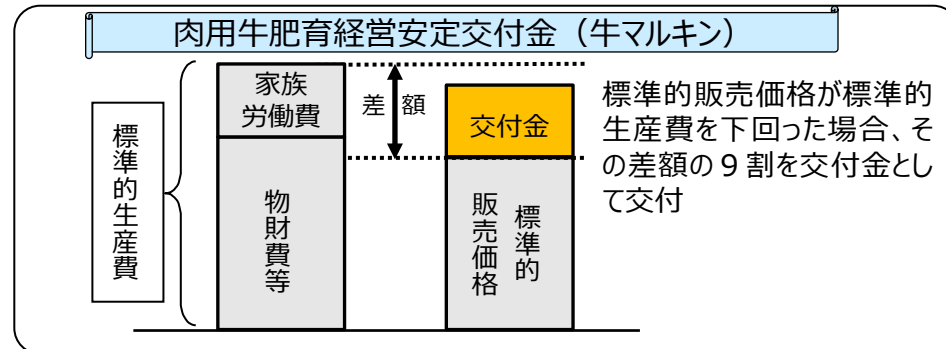
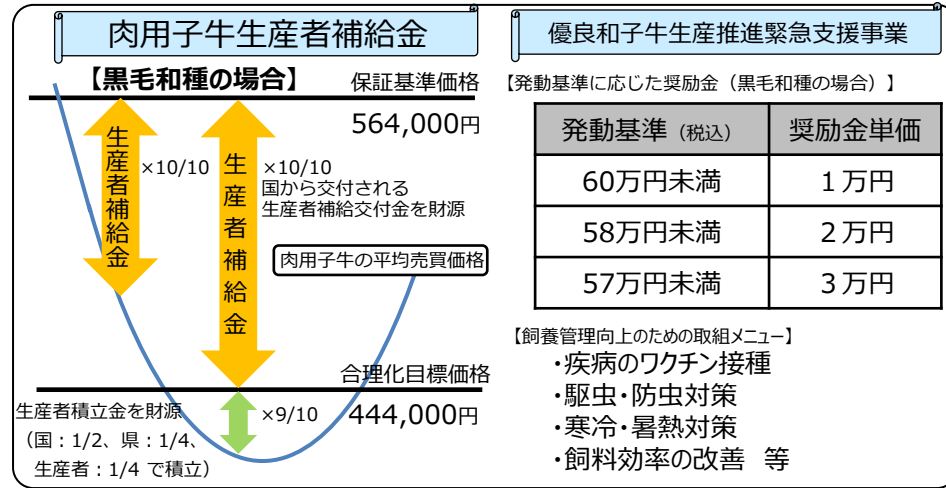
市場で取引される和子牛のブロック別平均価格が発動基準を下回った場合、飼養管理向上のための取組を実施する生産者に、発動基準に応じた奨励金を交付します。

2. 肉用肥育経営安定のための支援

肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）

（所要額）97,726（97,726）百万円

標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付します（交付金のうち4分の1に相当する額は、生産者負担金の積立てによる積立金から支出します。）。



【お問い合わせ先】（1の事業）畜産局食肉鶏卵課（03-3502-5989）

（2の事業）企画課（03-3502-5979）

<事業の流れ>



○ 養豚及び採卵養鶏の経営安定対策

【令和6年度予算概算決定額

養豚 (所要額) 16,804 (16,804) 百万円
採卵養鶏 (所要額) 5,174 (5,174) 百万円

<対策のポイント>

養豚及び採卵養鶏の経営の安定を支援することにより、意欲ある生産者が経営を継続し、その発展に取り組める環境を整備します。
(TPP11協定等の発効を踏まえて、肉豚経営安定交付金(豚マルキン)については、補填率等の引上げを実施。(平成30年12月))

<政策目標>

- 豚肉の生産量の増加(90万t[平成30年度]→92万t[令和12年度まで])
- 鶏卵価格の安定化(卸売価格の変動幅:平均卸売価格の±25%以内[毎年度])

<事業の内容>

1. 養豚経営安定のための支援

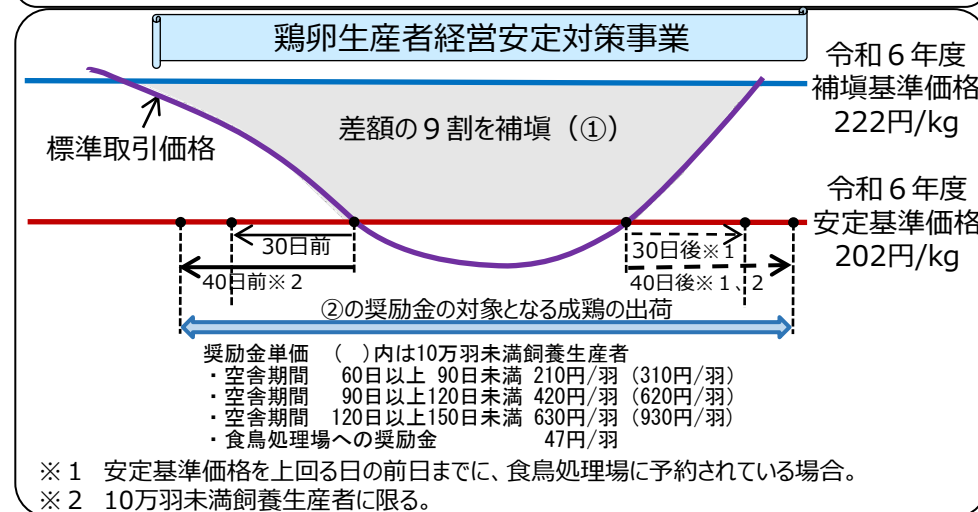
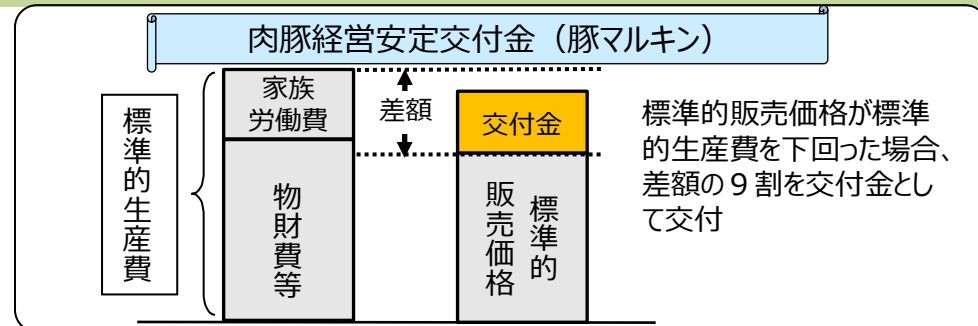
肉豚経営安定交付金(豚マルキン) (所要額) 16,804 (16,804) 百万円
標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付します(交付金のうち4分の1に相当する額は、生産者負担金の積立による積立金から支出します。)

2. 採卵養鶏経営安定のための支援

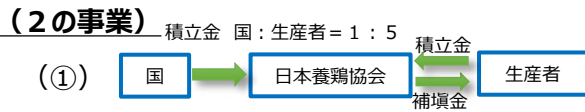
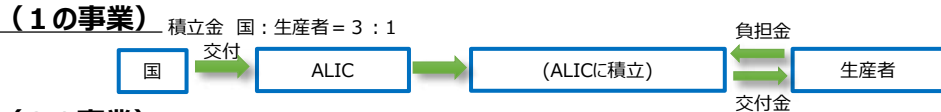
鶏卵生産者経営安定対策事業 (所要額) 5,174 (5,174) 百万円

- ① 鶏卵価格が補填基準価格を下回った場合に差額の9割を補填します。
- ② 鶏卵価格が安定基準価格を下回った場合に鶏舎を長期に空けて需給改善を図る取組を支援します。
- ③ 確度の高い鶏卵の需給見通しの作成等を支援します。

<事業イメージ>



<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 (1の事業) 畜産局企画課 (03-3502-5979)
(2の事業) 食肉鶏卵課 (03-3502-5989)